

平成二十一年第二回垂井町議会定例会第二日

平成二十一年三月十六日（月曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			修

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	小	藪	鉄	男	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	三	浦	高	雄	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	若	山	隆	史	君
下	水	道	課	長	西	川	均	君
会	計	管	理	者	兼	江	崎	徳
会	計	課	長	山	田	敏	郎	君
消	防	主	任	（	代	理	）	
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	小	林	徹
						林	徹	雄
						君	君	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	書			久	保	田	陽	一
書				三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第二回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十一年三月十六日（月）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（丹羽豊次君） これより本日の会議を開きます。（午前九時三分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、九番岩崎秋夫君、十一番小林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（丹羽豊次君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） おはようございます。

先ほどの黙祷に引き続きまして、浅井様におかれまして、謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

これまでもさまざまな福祉施策に関しまして、御提言または御指摘申し上げてきた経過等から、新年度予算の中でも特に聞きおきたい点を、三月議会冒頭述べられました町長所信表明に触れながらお尋ねをしまいたいと存じます。

前回の一般質問においてもお尋ねをした拠点の問題。

新年度、充実した地域福祉を展開していくのに最もふさわしい拠点となる施設はどこと定まっているのか、まずは改めてお尋ねしたいと存じます。

また、それにつつわる活動を活性化させていくには、かねてから御発言のあるボランティアセンターの立ち上げ。先ほど同僚議員にもお聞きしましたところ、社協さんにおいては取り組みがあるということですが、それについては立ち上げが急務であり、ボランティアにかかわる人材の育成も同時に必要と考えますが、立ち上げにおいてはどこまで進んでいるのか、お尋ねをします。

また、人材育成については自治体で講座開設等をし、資格が取得できるなどさまざまな育成方法があると聞き及んでおります。先日、お示しいただいた五次総の実施計画の中にも福祉ボランティアの確保及び育成と、こんなことに取り組みますとさまざま掲げてありますね。そこで、我が垂井町はその人材育成についてはどのようにかわっていくのかお尋ねをしたいと思います。

また、ボランティアの内容として高齢者福祉に携わる方、まちづくりに関わる方などさまざまではありますが、障がい者福祉に携わる方の少なさは情報量不足できっかけがない、または専門性を求められるなどの理由から不足していることは言うまでもなく、障がいを持った方やその御家族等が地域社会とのかかわりの難しさを常に訴えてみえるのが現状です。法律等がますます複雑化する中、地域で生活をと促される障がい者児がふえ行く時代に、障がい者児とのかかわりについて町長はどのようなお考えであるのか。また、今回の所信表明にもお示しがあるように、障がい者が

地域で生き生きと生活できるよう、活動の場、就労の場、交流の場の確保については、例年同じ内容がうたわれておるように感じるのは私だけでしょうか。新年度については、具体的な進展がなされていくものと信じておりますが、具体的な取り組み内容はどのようなのか、お尋ねをしたいと存じます。

また、自立支援制度の有効な活用とありますが、制度が利用しにくい内容であったり、抜本的な見直しがおくれているなど、問題ははかり知れません。そのような中で、具体的にはどのように活用され、自立を促す方法としてはどういった手法をとられているのかもお示しいただきたいと存じます。

また、児童デイサービス事業の充実もあわせてうたわれており、具体的にはどのように充実が図られていくのでしょうか。近年、取り組みまれてきた内容とどのように違い、充実してくるのか、お尋ねをしたいと存じます。

また、健常のお子さんが利用する留守家庭児童教室は、利用者の増加により施設が建設されたり教室をふやしたりと目に見えた充実が図られており、利用される方にとって大変喜ばれておるところであります。そのような充実の裏で、町内の特別支援学級に通うお子さんや、特別支援学校に通う児童・生徒さんの放課後、中・長期休暇対策がいまだとられておりません。現状は、その親さん方が、まずは中・長期休暇中のお子さんの預かりを自分たちで始めてみようと思いがいセンターのあいている日を自分たちで借り、けがや物損等に備え自費で保険に入り、みずから利用規約を作成し、当番を決め、日誌をつけと、あらゆる努力の見られる取り組みをされております。その現状を町長も御存じですね。そ

の背景には、みずからが当番等に当たらなければならぬなどの理由から、お勤めに行けなかったり、時間の制約などさまざまな犠牲もあるのが現状であります。そのような親さん方の負担の軽減にならないかと、専門の指導員が配置できるよう、これらの解決については担当課もあれこれと動いてくださっているようですが、一方で、充実が図られていく事業に乗れないお子さんという現状を放置しているのではないかなどと疑問に思うところでもあります。これら申し述べましたことは、今後の取り組み課題として緊急性を要することだと認識しておりますが、垂井町はどのように取り組まれていくのか、具体的にお示しいただきますようお願いを終わりたいと存じます。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

福祉並びにそれに伴う留守家庭児童教室等についてという御質問でございます。

また、先ほどボランティアのこともお尋ねでございますが、ボランティアは前にも質問がございましたが、何をもちてボランティアとするかというのは非常に難しいところがありまして、今までは、どちらかというは無償に近い形でしたが、現在は有償のボランティアもあるというような形で、さまざまの方がいるんなボランティア活動をされておるのが現状でございます。これの内容といいますが、福祉にわたるもの、あるいは防災にわたるもの、生涯学習等にわたるもの、あるいは近隣の助け合いと、さまざま

まな活動があるわけでありませけれども、このボランティアセンターを立ち上げることによって、こういったものの交通整理でありますとか、情報発信といったものを考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

垂井町は、垂井町地域福祉計画の中にもこのボランティアセンターの設置というものをうたっておりますけれども、この中でボランティアセンターの役割としては、地域住民の交流、ボランティアの養成、ボランティア活動の調整、ボランティア活動のための支援、NPO法人等の設立支援、情報収集及び情報発信などというふうになっております。こういったものを進めていくわけでありませけれども、この部分で、今、先ほど議員もおっしゃいましたように福祉の部分で言いますと、やはり、今、社会福祉協議会がいろんな形での取り組みをしておつて、センター的な役割をしておる部分がございます。福祉に関していえば、やはり中心的な役割になっているのは社会福祉協議会ではないかなと。これに対してしっかりサポートしておる状況でございます。一方で生涯学習におきましては、生涯学習課が中心となつてさまざまなお話を担つておつて、この両方が、今、機能しておるというような状況にあります。

私もマニフェストの中でボランティアセンターの設立ということをとつたつておりますけれども、実は、今まで検討しておる中で、今現状でこの両者がそれぞれうまく機能しておる状況の中で、これをどう統合していくのかと。非常にやはり体系づけていくのは難しいというのが認識として出てまいりました。ややもすると屋

上屋を架するといひますか、ただ形をつくつただけで何も機能しないんじゃないかというおそれがあるという形で、これをいかにまとめていくかというところで、今、その論議がとまつておるような状況でございます。今後、これをさらにしっかりと進めていきたいという思いでございます。

また、障がい児の施策につきましては、後ほど担当課から細部につきまして説明をさせていただきますが、この障がい児、障がい者とのかわりについて町長の所見ということでございますので、その点について少し触れさせていただきますというふうに思ひます。

身障者の方の福祉協議会等の総会にも参加をさせていただきます。多くの方の、障がいを持った方とおつき合ひもさせていただきます。ただいただきますけれども、やはりそれぞれ皆さん生活の中で頑張つてみえる。あるいは、ややもすると、その不安というものがあると思ひますけれども、かつてに比べればやはり社会進出が進んできたというか、認知が割とできておる部分があるんじゃないかなというふうに思つております。かつて、やはり障がいというのはハンディキャップというふうにとられておりましたけれども、こういった意識が進んでいけば、障がいも一つの個性であると思ひますが、徐々にではあると思ひますけれども、広がつてきておる状況にあるのではないかといった中で、特に特別支援等に通つておられる子たちの放課後ということもございましたけれども、特定団体等が、今おつしやつたように活動を繰り広げておられます。具体的な形としてはなかなか結びつきませんけれども、場の提供でありますとか、支援体制の応援といった形の中で進め

ていきたい。障がい者の方に、社会により情報をみずから発信していただき、社会とのつながりをさらに強めていただくための応援体制づくりというものを我々がしていかなければならない大事なことではないかなというふうに認識をしております。

障がい関係の具体的な対策につきましては、担当から補足説明をいただきます。

議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の障がい者関係の御質問につきまして補足説明をさせていただきます。

障害者自立支援法が施行されて三年目になるわけでございますけれども、いろいろな御意見がある中で、特に利用者負担につきましては一割の応益負担のあり方につきまして、特に見直しの意見が多いようでありますけれども、国におきましてはこの三月までとなっております利用者負担の軽減措置を二十一年度以降も継続し、施設入所者の個別減免の条件となっております預貯金等の資産要件を撤廃することあります。また、二十一年度障がい福祉サービスの報酬改定、プラス五・一%がされますけれども、これによりまして障がい福祉サービスの質の向上でありますとか、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることとされたところであります。

御質問に対してでありますけれども、まず新年度への具体的な取り組みということでございますけれども、町としましては、二十一年度に緊急支援措置として財源手当てをされましたオストメイトトイレ、視覚障がい者の方への情報支援機器整備でありますと

か、いずみの園の訓練用の備品などを整備したところであります。当初、これらにつきましては二十年度までの財源措置ということでありましたけど、このほど平成二十三年度未まで実施されることになりました。対象事業につきましては検討していきたいと考えております。

新年度につきましては、新たに障害者自立支援対策臨時特例交付金によりますケアホーム重度障害者支援体制強化事業補助金によりまして支援体制の充実を高めたところであります。また、当初通所に係る利用者負担につきまして、町単独の助成制度をこの三月までとしておりましたけれども、適用期間の延長をしまして、引き続きサービスの利用の促進をまいります。

次に、自立支援制度の活用につきましてでございますけれども、自立支援法施行後三年の見直しの中で、国の社会保障審議会障害者部会におきまして緊急時に対応できるサポート体制の充実でありますとか、身障者を対象にしましたグループホームなどの夜間支援の充実などが取りまとめられたところでございます。町としましては引き続き介護給付、訓練等給付の障がい福祉サービスの周知を図り、適切な利用を事業者と連携をとりながら進めていく中で、自立へつながる支援を考えていきたいと思っております。

また、児童デイサービスの充実につきましては、利用定員がある中でございますけれども、利用者の方に適切な支援ができませんよう指導員の研修などによりスキルアップを図りながら利用者個々の適切なケアが図られるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、特別支援学校からの放課後対策の取り組みであります

れども、現在は議員初め親さん方のお力により、限られた中ではありますけれども御活動をいただいている状況であります。引き続き、方法、場所、支援者等、検討はしてまいりたいというふうに思っております。先ほどの国の社会保障審議会障害者部会におきまして、放課後対策でありますとか、夏休みの支援のため、放課後型のデイサービス事業の実施については検討事項となっておりますので、引き続き注視していきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと存じます。

町長に就任されて二年たちまして、所信表明の中にもありましたが、折り返しに来ているのは我々も同じことなんですよね。もう二年たちました。ここで美辞麗句を並べ続けるにも限界にきておりますし、これからは具体的に動いていかなければならないという、ある意味、私たちも二年後がないという思いであります。それぐらい気を引き締めて議員も必死に御提案させていただいているわけですので、そこでこうして町に負担をかけまいと一生懸命みずから行動する、そんな町民さんの努力が報われるような町になるよう、さらなる展開を御期待申し上げております。さて、個々に再質問に入らせていただきたいと思います。

拠点と立ち上げの進捗状況があわさって御答弁があったかなあと思っておりますけれども、拠点も社協さんということによる

しいのでしょうか。いま一度、お尋ねをしたいと思います。

障がい者児とのかかわりにおきまして、社会進出が進んできたと御答弁ありました。その裏で施設、受け皿が大変狭くなってきているという現状があるんです。きつと町長さんもそういった福祉の総会等々でお話を聞いていらつしやるかと思いますが、生き生き等の具体的な内容につながってきますが、就労について、今、一般就労は断られているという、この御時世なんです。就労の場を具体的にどう確保していくのかということをもう一度お聞きしたいのと、軽度の方、町内のけやきの家を利用されていると思います。定員二十名でやっていらつしやるかと思いますが、こちらスペース的に大変手狭というふうにも実際現場を見て思っておりますし、本当に作業しているところでお食事も済まされているような手いっぱいな状況でありまして、利用されている方は大変喜んで一生懸命作業に取り組んでいらつしやるかと思いますが、本当に町内でこのような状況でいいのかと。養老福祉作業所なんかでは、来年から町外の方を受けませんよという宣告もされているようです、聞いております。今回の垂井町の方を受け入れて、もう最後ですよというような状況になってきていると。こういった現状を把握されているのかということ、いま一度お尋ねをしたいと思います。

また、自立支援制度の活用と自立を促す手法についてですけれども、先ほどの活動の場とか交流の場、就労の場ということも深くかかわってくる内容でありますけれども、課長さんの御答弁中、緊急時のサポート体制の受け皿はどこと考えていらつしやるのか、いま一度お尋ねをしたいと思います。

児童デイについてですけれども、五次総にも適応訓練の充実ということがうたわれておりますが、先ほどの御答弁中にもありましたように、いずみの園について備品整備など一生懸命やっておりますと聞いてお聞きしましたが、せっかく専門的な施設となりましたので、今、町外にも訓練に行つていらつしやるんですね、あそこで足りないという方は。その町外に訓練に四十分かけて通われて、四十分訓練をされ、また四十分かけて戻つてこられるというような、そういった大変な訓練の状況もされておるのを聞いておりますし、せっかくああいう専門的ない施設があるのだから、いずみをもう少し充実させて、活用できないかなと考えております。今、現状をお聞きしてましたら、園長先生が保育園との兼任ということで、相当忙しがつていらつしやるということですので、そういうくらいなら切り離れた独立した施設として、いずみをより一層充実させ開放に向けて取り組めないかなと、いま一度お考えをお尋ねしたいと思ひます。

留守家庭関係に関しては、本当に御答弁にもありましたように、限られた中で活動をしておりますので、先ほど心強い御答弁もありました。もう一つムーブメントをと思つておりますので、これから力強い御支援をお願いしたいなあと思つております。

そこで、いま一度町長の新年度地域福祉、障がい者福祉にかける具体的な思い、これからどうあるべきかをお尋ねして、再質問を終わらせていただきたいと存じます。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

きます。

何点かにわたつておりましたので、すべて網羅できるかちょっとわかりませんが、まず、一点目の拠点が社協かという御確認でございますが、福祉施設関係に關していえばやはり社会福祉協議会が中心になるものと認識をしております。

一方で、先ほども言いましたように生涯学習関係は別に拠点があるというような形で、そこら辺が交錯してある。そこら辺をこれからどうしていくかというのが課題になってくるものというふうに認識をしております。

それから、就労支援ということでもありますけれども、やはり非常に難しい状況、経済状況がこういふ状況でありますので、一般企業もなかなか難しくなつておるところがございます。ただ、昨年秋ごろに勤労者表彰の關係で各企業さんを回らせていただいたときに、やはり大手企業ではけやきの家等に着目してみえて、一回ちよつと見てみたいというお話もございました。そういった部分での取り組みというのはこれからも続けていかなければならないし、やはり地元企業との連携という形の中で企業拡大、誘致の中でも触れていかなければいけないと思ひますけれども、そういった部分での取り組みというのも一つ出てくるんじゃないかというふうな思つております。

今、けやきの家は十五名入所ということでございますけれども、施設がやはり老朽化しておるといふような形でございます。いずみの園の充実のお話もございましたけれども、やはり、冒頭の所信の中でもお話をしましたが、今後幼保一元化等を進めていく中で、施設等の有効利用ということが出てくるものというふうな思

います。空き施設の有効利用というものが出てくると思っています。そういった中での対応、今、幼稚園や保育園に限らず、ほかの施設でもあいておるところがあるわけでございますけれども、そういったものを一体的にとらえた形の中で有効な活用という中で施設の充実というものを図っていける方法があるのではないかと思っています。

ただ、この障がい者のそういった支援という部分は、町単独でできる部分と、なかなか単独では難しい部分がございます。県の方も、今回飛騨の方に特別支援学校をつくるというような形で充実を図っておるような中で、やはり地域としての受け皿づくりということも考えていかなければならないと思います。近隣にもいろんな施設がたくさんございます。そういったものと連携をとりながら、垂井町の方々が少しでも障がいを持った方を過ごしやすくする、あるいは自立に向けての動きというようなものができる支援体制というのを一生懸命サポートしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

題名としましては、自治基本条例とボランティアセンターについて。

先ほどの木村議員とも多少かぶる部分はあるかとは思いますが、けれども、私なりの内容で質問をさせていただきます。

昨年、垂井町の自治基本条例の策定委員会が立ち上がり、これ

まで六回の委員会が開催され、通常の委員会のほかに委員さん独自による勉強会も開催されていると聞いております。委員会は、毎回傍聴させていただいておりますが、各委員さんが熱心に議論をされているのを目の当たりにし、委員各位には感謝の言葉しかございません。

さて、この策定委員会が今後どれくらいの時間を必要としているのか、また、どの程度の住民周知がなされているのか、多少の不安を感じているのは私だけでしょうか。策定委員会において熱心に議論をされている一方で、町民においては自治基本条例とその策定委員会にどれだけの関心があり、理解をされているのでしょうか。

三月二十二日に行われる西寺前多治見市長の講演会を直近に控え、講演会に出席された方々には「自治基本条例とは」の住民周知が図られるものと思いますが、一般的な町民と策定委員会の方々とは相当なギャップがあると感じております。

そこで、策定委員会の一員でもあります西副町長にお聞きいたします。副町長と策定委員、どちらの立場でも結構ですが、客観的な御意見をいただきたいというふうに思っております。

これまでの策定委員会の進捗状況、つまり策定段階のどのあたりまで到達をしたとお感じになっておられますか。また、委員会のスケジュールの中で条例条項の検討とその条文の作成、そして決定に至るまでに今後いかほどの時間が必要と考えておられますか。その後、パブリックコメントを経て、議決までのスケジュールにどれくらいの時間が必要と考えておられますか。逆算をして本当に今年度中の条例制定が可能なのでしょうか。

続いて中川町長にも同じこと、ただいまの西副町長の意見を聞かれた上で、いつまでに策定委員会が条文までの策定ができると予想されるか。また、第五次総合計画の実施計画に予定されていたのは二十一年度中の条例制定だと思っておりますが、それが本当に可能だと思っておりますか。

もう一点、条例制定後に自治基本条例が果たす役割を考えたとき、現状の住民周知の度合い、関心、理解で十分だと考えておられますか。この点をしっかりと押さえた形の自治基本条例でないかと魂の抜けた飾り物になってしまうことになりはしないでしょうか。

さて、ここで私が御提案したいことを簡潔にお話しさせていただきます。自治基本条例が制定に向けて進行している中で、中川町長のもう一つのマニフェストであるボランティアセンターは一向に形が見えてきません。住民自治や官民協働とはボランティアの方々のボランティア団体への参加、協力等によって醸成されていくもので、その精神こそが住民自治や協働を支えているというふうな理解をしております。住民一人一人のボランティアへの関心を高め、ボランティアへの参加を促し、そしてボランティア団体の育成を通じて垂井町における住民自治の認識が高まり、垂井町自治基本条例への理解が広がっていくものだと思っております。例えば、垂井町がごみの減量化を強く推進していくことは、ごみ減量化に関心のある地域ボランティアを募り、養成していくことが大変重要になってきます。今後、ごみの手数料の徴収が始まり、ごみの不法投棄、不正排出、ポイ捨ては確実にふえるものと予測でき、その取り締まりや予防策をどのように考えていくつも

りなのででしょうか。現状を考えれば、ステーション回収場所に最も近い地域の住民の方々にお願いしなければいけないことだと思えます。ごみ減量化の地区役員などの拡充は急務と言えます。

しかし、自治会などの地区役員だけにお任せしておけばいいというものではございません。まさに住民ボランティアの力が必要になってくると思っております。若干ニュアンスの違いがあるかもしれませんが、表佐地区の習南自治会内においてのごみステーションの設置への取り組みは、相互扶助の精神で住民みずから汗を流し、自分たちの手でステーションを設置されました。今後、その住民の方々の関心は、自分たちのステーションをいかにきれいにしていくかに向かわれていくような気がしてなりません。この地区の住民のように、昨今の時代の流れから環境問題に高い関心のある方々はもちろん、自分たちの居住地を美しくするという身近な環境美化に取り組むボランティアを募り、その方々を中心に分別の仕方や、生ごみの減量化について、また、勉強会への参加や関連団体との交流を通じ、個人のスキルを上げるためのプログラム、いわゆる研修がりサイクルセンター（エコドーム）の役割の一部になっていくように思っております。こうした環境というキーワードのもとに、多くの方々との交流を深め、さらなるボランティアの広がりをつくり出していくこそがボランティアセンターの求心力になっていくものだと信じております。

このような事例は、福祉や生涯学習などボランティアやボランティア団体にも共通して言えることだと思っております。ボランティアセンターの設置と自治基本条例の策定を関連づけながら、住民と行政の協働を実践していくためのルールづくりを進めてい

くことが肝心であります。

最後に、垂井町ではボランティアセンターと自治基本条例を同時に進め、住民参画のあり方と住民協働の仕組みをつくり上げればよいのです。ボランティアセンターにおいて人材の掘り起こしや育成、そしてボランティア団体の支援体制を整え、もう一方で自治基本条例が策定委員会において十分に議論が尽くされ、住民への周知がしっかりと図られた上で条例策定、制定に向かつてはいかがでしょうか。この際、慌てず、焦らず、じっくりと時間をかけて取り組むことも必要であります。この点についても中川町長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（丹羽豊次君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 一番議員の御質問にお答えをいたします。

自治基本条例の進捗状況等でございます。

自治基本条例策定委員会につきましては、昨年六月に第一回委員会を開催して以降、計六回開催されております。またこのほか、委員による自主学習会を四回ほど開催いたしておるところでございます。またこのほか、二月に町民二千人を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。また、先ほど御質問の中にもございましたように、三月二十二日には県内初の自治基本条例を策定いたしました前多治見市長の西寺雅也氏をお迎えして、講演会の開催が予定されているというところでございます。これまでの進捗状況といたしましては、自治基本条例の仕組み等につきまして、委員の見識を深めてきたということが実情でございます。その議論の中では、改めて協働という概念の重要性を再認識したとい

う段階にございます。

条例の策定、スケジュール等についての御質問がございました。自治基本条例とは、その趣旨とともに住民の役割、行政、議会の役割、事業者や各種団体等の役割を明示し、これからの垂井町のまちづくりについての基本的なルールを定めようとするものであるものと理解をしております。通常、条例案につきまして、他団体の事例を参考にして作成することは比較的容易ではないかと思えますが、本条例は垂井町としての独自性を持つというものでございまして、町民の認識を深めるとともに十分な議論が必要であると考えております。したがって、事前作業の部分に相当の時間を要する可能性がございます。実際に条例の条文策定の作業に入ることとなれば、作業のスピードは上がってくるのではないかと予想をしております。また、条例案が策定されてから議決までの時間につきましては、他の事例から推測をいたしますと、事前に議会を初め各方面の方々の御理解を得ているかどうかにより大幅に変動するものと認識しております。

二十一年度中の条例策定は可能かという御質問でございました。スケジュールという点につきましては、行政として見直しも計画もないままというわけにはまいりません。そこで、二十一年度中の策定を一つのめどといたしておるものでございます。作業が順調に進めば条例制定は可能と考えておりますが、今回の条例制定は、これまでの条例制定とは全く異なっております。当然、進捗がおくれる事態も想定されます。その場合には、スケジュールの見直しも含めて柔軟に対処していきたいというふうに考えておる次第でございます。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

副町長の意見を聞いて、今の自治基本条例の策定についてどう思うかということでございますけれども、やはり事前準備といいますか、作業にしっかりと時間をとっておられるというような形の中で、これから条例の方に進んでいくわけではありますけれども、副町長が申しましたように、そういった部分で、ある分スピードが上がってくる可能性もあるということですが、やはり何分初めて取り組むことですので、いろんな条件が出てくるものと思います。あくまで二年間をめどに条例の策定にいきたいという思いでスタートしておりますが、これにこだわるともりもございません。あくまで目安でございますので、状況においては延長というか、そういうこともあり得る。ただこれは、策定委員会の中でもまた論議が必要になってくるものというふうに思いますけれども、私の方では、そういった比較的あまり強い縛りを持っているところではございません。県下で初めて制定した多治見においても、大体三年ぐらいかかっておったようでございます。ただ、多治見の場合は最後に議会の同意を得るのに非常に手間取ったと。苦難の連続であつたというようなことを西寺さんはおっしゃっておられました。またこの話は今度の講演会でお話があるのかもわかりませんが、そういった形で時間についてはある程度限定的に、どうしてもこれではなければならないという思いであるものではございません。

また、この住民自治基本条例の認知に関してでありますけれども、やはり現状でいいますと十分ではないということが言えるかと思えます。ただ、今、地方分権が進む中で町の役割、住民の役割、事業者の役割、それぞれが明確化されてきておる。役割分担がだんだんはつきりしてきている中で、こういった住民自治基本条例によつてその役割を明確にしておくことによつていろんなまちづくりを進めていく。まさに、まちの憲法をつくっていくわけであります。そういった思いというものを、やはりこれからもしっかりと伝えていかなければいけないと思えますし、またこれは、つくれば終わりということではなくて、この条例をいかに使つてまちづくりを進めていくかということが大事になってくる。いろんな場面で、この条例というものの根本姿勢というのが生きてくるものであるというふうに認識をしております。決して仏をつくつて魂入れずではなくて、仏をつくつてしっかりと魂を入れていくというような形にしていきたいというふうに考えております。

また、最後にボランティアセンターとの関連づけという形で御提言をいただきました。まさに今申しましたように、先ほど三番議員の質問にもありましたけれども、ボランティアセンターの考え方そのものが福祉関係、それから生涯学習といえますか社会教育、いろんな分野にわたつておる、ふくそうしておる中で、これをやはり一元的にとらえていくということであれば、この住民自治基本条例の持つておる性格からいって、役割分担をどうするかというようなことがうたわれてくるわけでありますので、まさにその中で論議をするということは非常に大切なことかな、いいことかなというふうに思います。ぜひ、また策定委員会等の中でも

この論議を活発にさせていただけたらありがたいなということを思っております。

焦らず、慌てずという御提言をいただきましたが、やはりある部分、先ほどの折り返し点の話ではありませんけれども、時間をもってやっていかなければならないところもございます。そういった形で結果を出していきたいという思いもございますので、決して焦ることはないと思いますけれども、しっかりとした内容のあるものをつくっていききたい。そういうふうには、やはり皆さんの議論の中でこういった意見を、思いを醸成していくことを大事に考えてこれからも取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 丁寧にお答えいただきまして、まことにありがとうございます。

不十分だと感じたところがあるとすれば、やはりボランティアセンターというものが実際どのようにこの条例とともにかわっていくのかということが、やはりわかりにくいなど。策定委員さんの中で十分に議論をしてくれという話だったのですが、やはりここにも強いリーダーシップというものが必要になってくるのではないかというふうに私自身は思っております。

そうした中でボランティアセンター、実は今年度の予算計上、四千万だったというふうに僕は記憶しておるんですけども、本当にその四千万の予算が有効に使われ、いいものができるかと町長はお考えなんでしょうかというところを改めて伺いたいというふ

うに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

ボランティアセンターの設置に向けてということで、四千万ぐらゐの予算規模でいいのかということでございますけれども、よく言われるゼロ予算という言葉がございます。予算をかけずに協議をしていく中で進めていく。先ほども言いました幼保一元化等、まさに今この状況にあります。実際に予算づけをしておりますけれども、内部協議を進める中で次の年度に向かっている準備を進めておるといふような状況になります。このボランティアセンターの立ち上げにつきましても、もしそういった予算措置をとる必要があるれば、必要に応じて補正予算等を上げさせて、また議員の皆様が協議をしていただきたいと考えております。現在のところ、やはりそういった協議、準備、調整という形の中で作業を進めております。決してその策定委員会だけにおもねるわけではなくて、やはり我々行政としてもしっかりと道筋をつくっていかねければならないという思いがございますので、そこら辺をしっかりと踏まえた上で、ゼロ予算対応というふうな認識の中でこれは当たっていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質

問したいと思いますが、その前に質問書を出したときに答弁を求めるといふところは空白にしておりましたので、町長に答弁をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では最初の質問ですが、工場用地取得に向けてでございます。

垂井町は、昭和三十六年から四十三年ごろまで、先人たちが盛んに企業誘致をしてくれました。そして、今日に至っております。しかしながら、平成二十一年度の予算を見ますと、下水道の借金が六十億円、その他で六十億円、約百二十億円の借金があります。そして、毎年十億円の借金を返済しております。それから、平成二十一年度の予算で見ますと、二・四％の減収になっております。金額にいたしますと二億六千万円ほど減額であります。そういう中で、なかなかこれから行政が運営していくには大変難しい時代にきたと思っております。

そこで、垂井町は四十三年まで企業誘致したのですが、その後三甲さんだけしか企業誘致しておりません。そこで、去年、町長の肝いりで土地対策室を設けられ、約一年がたっておりますが、町長から何らこの場所だという指示はないようであります。そこで、町長はどここの場所が一番いいのか、それをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

二点目の質問ですが、国道二十一号線の四車線化に向けてであります。

御所野交差点から綾戸口まで信号機が約九つあります。このころ交通渋滞が頻繁になってきました。垂井町は、昭和五十七年だったと思いますが、都市計画街路変更をされて、都市計画道路路三の二の二、一般国道二十一号線の四車線化を計画され、その

幅が二十二・五メートルであります。しかしながら、その当時にやってあげばできたんでしょうけど、現在では国道の幅が二十六メートル必要でございます。そうしますと、都市計画街路変更をしてもらわないと土地の用地買収がなかなかできません。それから国会議員の棚橋先生に聞きますと、一〇〇％の同意をいただければ、すぐ予算をつけますよというお話が返ってきました。だから、垂井町としては、日本板硝子から綾戸口までは約六キロございます。それを三回ほどに分けてやれば、十分時間もありませんし、粘り強くやれば一〇〇％の同意書をいただけるものと思っております。

そこで町長にお尋ねします。都市計画街路変更を早急に実施されるかどうか、そこをお聞きます。以上です。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

つまり端的に工業適地はどこかというような御質問になるうかというふうに思いますが、やはりその前に、まず企業の土地の誘致に関しましてやはり大事になってくるのは、進出する企業がどういうニーズを持っておるかということの把握から始まるものだというふうに思います。そういった部分でまず大事になってくるのは土地の価格ではないかなと。あるいは道路アクセス、いろんなものが層的に重なって初めて企業の進出というものがなくなるんではないかなということをお聞きます。

垂井は昭和四十年前半に企業誘致を進めました。その結果、今

の二十一号に工場が張りついたというわけでありませけれども、かつては、まさに田んぼの中に道が一本走っておった状況の中に、どどん張りついていって今の風景ができたというふうに認識をしております。こういった先人たちの偉業といえますか、そういうものを受け継いだ形で今の垂井町の発展があると思います。大きな工場だけではなくて、これに関連した中小企業等も同じように進出をしてくている中で、垂井町の工業出荷高は現在でも県下、町で二番目と。県内でも十一番目、十二番目にあるというふうな非常に高い出荷高を誇っております。やはりこれは、すそ野の広い工業体系があるのではないかとこのことを思っております。これをしっかり守っていくのも、やはり大事な務めであるというふうに認識をしております。

さて、この適地についてでありますけれども、やはり今言いましたように地価の問題、あるいは道路アクセスの問題を考えたときに、東西方向でいえば二十一号、あるいは北部バイパス等が経済圏をつなぐ重要な位置づけとしてあると思います。また、南北で言えば県道の養老垂井線が一つの大きな軸になってくるものというふうに思います。これを中心として内部調整をしておつて、新年度で適地調査という予算を組ませていただきましたけれども、これをもとに今後そういった適地を探していきたいと、設定をしていきたいという思いでございます。

二番目の質問の中に街路の見直しということがございましたが、二十一号は平成十八年度以降、国土交通省が進めております国際物流基幹ネットワーク構想という中にこの二十一号が入っております。つまり、名古屋港を中心としたスーパー中枢港湾という中

の位置づけの一番北にこの二十一号が含まれておるといような形です。国の施策としてもそういった形で取り組まれておる中で、今後やはりこれの利便性といえますか、東海環状が抜ける、あるいは今の養老垂井線の中でスマートインターチェンジの話も養老サービスエリアのスマートインターチェンジの話も養老町内では起きつつあります。こういったことを考えたときに、高速道路とのアクセスをする上で、やはり渋滞の緩和等をしていくことが必要になってくると思います。

二十一号につきましては、現道拡幅という話も、今お話しございましたけれども、今までの経過の中でやはり一〇〇%同意は得られなかったという形の中で、平成十三年には自民党の道路の施策の見直しの中で計画が中止されておるといような形で、一〇〇%の同意が得られれば衆議院議員は予算をつけるというふうにおつしやいましたけれども、それが果たして本当にできるかどうかというのはまた別問題で、実際に一〇〇%の同意というのは非常に難しい状況にあるつかというふうに思います。

そういったことを考えると、やはり東西交通の重要性を考えたときに国道二十一号、そして北部バイパス、この二本を基幹道路と考えて、これの利便性、アクセスをさらに進めていきたいという思いでございます。

また、二十一号につきましては、やはり信号が多いせいもありまして渋滞が起こっておるといった形で、やはり今、渋滞の解消、交通安全も含めまして交差点改良等進めておるような状況であります。こういった交差点改良を進めながら、アクセスを少しでもよくしていきたいという思いで取り組んでおるところでございます。

す。現状におきましては、この二十一号の街路の見直しということについては考慮はしておりませんので、よろしく願いをした
いと思います。

議長（丹羽豊次君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 一番目の質問につきましては、私は土地対策室が設けられた時点で、やはり商品開発をしないことには企業は来てくれません。企業がどこに来るかというように探しながら土地をこれからつくりますというお話では到底無理だと思
います。その点で、去年四月に土地対策室を設けられた時点で、速やかに、やはりトップダウンで動かなければならなかったかな
という思いがあります。だから、早急に最適地を求めてすぐやってもらわないとだめだと思
います。スピード感ある行政にしないと、とてもじゃないが今の経済情勢ではなかなか難しくなると思
います。ましてや、景気がよくなつてから商品開発したって、なかなか企業は来てくれないと思
います。方々に企業進出をしてくれという話がありますので、再度そこところは町長にスピード感あ
る、最適地を土地対策室に言つて速やかにやっていただきたいと思
つております。

それから一番目の国道四車線化の件ですが、交差点改良では僕
はだめだと思つております。なぜかといいますと、やはり大型ト
レーラーが走れる道路網にしないことには企業は来てくれません。
この間も、イビデンの総務部長さんに会いましたところ、やはり
大型トレーラーが走れないような道路網では企業は進出しませ
んよ。そこをよく考えてやっていただきたいという

お話を承つてきました。そういうことにおきましても垂井町の、
やはり国土交通省にも誠意を見せようと思えば、やはり街路変更
を早急にやらないと地主さんの方にもそれを持って同意書を取り
にも行けませんし、ましてや職員だけでは足らなから我々議員
でも一緒にいきますので、早急に予算を計上していただきまして、
やつていただきたいと。再度町長にそこをお聞きします。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再質問にお答えをさせていただきます
したいと思います。

まず、土地対策室ではなく、企業誘致対策室でございますので
よろしく願います。七月に設定をいたしております。よろし
くお願いしたいと思います。

これは、企業が来たからその土地をつくるということではな
くて、やはり町としていろんな土地を提供していく。ただ、その
土地というものがどういう企業に向いておるかということはやは
り必要になってくると思
います。ですから、そこら辺のバランス、
情報等いろいろ処理しながら進めておく。それがやはり今回計画
しております企業適地の調査という形になります。調査をするこ
とによつて適地を洗い出し、そこに決めていく。そして、地権者
の同意を得ながら進めていくというような形で方向性をもつてい
きたいというふうに思つております。もちろんスピード感とい
うことも大事であります。ただ、経済がこういう状況の中で、やは
り波がある中で次の波にしっかりと乗れるような対策というこ
とが必要となつてくると思
います。先ほどのお話と一緒にですが、

やはり焦る部分とじっくりとその先を見据えて構えなければいけない両面があるというふうに思っております。

また、交差点改良が物足りないということで、大型トレーラーが通れないというような御認識かと思いますが、決してそうではなくて、先ほど申しました国土交通省の国際物流基幹ネットワーク構想の平成十七年度につくられたものの中で、現在供用中の区間及び国際コンテナ通行支障区間というものが出ております。これによりますと、東海地域で三カ所、狭小であったり高さの制限があつたりというような形でトレーラーが通れないために手直しが至急に必要だというふうに地域が指定されておりますが、国道二十一号は全くそれを指定されておりません。したがって、大型トレーラーについては十分に通行できるものというふうに国土交通省は認識しておると思います。そのもとに、やはりこの構想に沿った形で、国、県とうまく情報を使いながら国道二十一号が東海環状の大切なアクセス道であるといった思い、あるいは関西圏とを結ぶ重要な基幹道路であるといった思いの中の改良ということを国、県に強く働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

失礼しました。室名が違いました。商工振興対策室でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 最初に浅井前課長のお亡くなりになったことについて、御冥福を祈りたいと思います。

きょう三つ質問をさせていただきますが、みんな関連をしてお

ります。特に大事なことは、今同僚議員の三人の方の質問にもありました。共通していることはやっぱり地域をどうするかという危機の状態、ましてや今経済危機の状態です。特に小泉政権によつてむちゃくちゃにされたと言つてもいいと思いますが、格差の拡大によつて引き起こされた貧困層の劣悪状態、本当に私もこの間、大体年末から現在五人の方の相談を受けておりますが、本当にひどいですね。こういう状態を僕は本当に認識しておりますのかどうかという緊急な場に今置かれております。そういう中でこの質問に入ります。よろしくお願いをいたします。

まず第一は、これ三回目ですが、九月と十二月と三月と三回にわたつてこのごみ問題について質問をしておりますが、きょうは同僚議員も何人か出されております。特に一番議員の質問は私の言いたいことをほとんど言つておられますので、もう言うこともないみたいなどころもあります。とにかく町のこの問題に対する受けとめ方が、私と若干というか、相当違つてはいないかというふうな思いがあつて三たび出すわけです。

じゃあ始めます。最終処分場、いわゆる焼却灰の処分方法と手数料については、今、議会に出されておりますので討論の中身にかかわりますから、しかも所管の委員会ですのであえてこのところは省きたいと思つてます。しかし、所管の委員会にかかわる問題だけでも、あえて提案しますので、お許しを願いたいと思つてます。

この問題は、前にも出ておりますように、今ごろになつて最終処分場が大変だということはどういうことだと町民からおしかりを受けておるわけです。そういう意味では、私たち議員も大変な

責任を感じております。そういう中で行われた、ごみの問題をみんなで考えようという説明会、だんだん参加者は多くなりまして、二回目は三十名を超えるというようなところもありまして、大分関心は高まったと思いますが、今度の予算案を提出するに当たって、新聞報道されたことから、夕べも私のところに電話がありました。一体、古いごみ袋はどうするんだという話もありました。そういう喫緊な質問からいろいろな町民の意識が、今行政は何をやっておるんだということと、私たちもやらないかんのだなという意識が、だんだん行政に任せればいいというような意識は薄れてきているわけですね。そして自分たちもやらないかなあという方向に向きつつあります。これは大変いいことですけれども、やはり行政の説明と同時に決意がもう一歩ではないかというふうに思います。

まず最初に、この問題の解決は身近な自分の生活の毎日から始めて、地球規模に至る環境問題につながっていく壮大な話なんです。これは皆さん御存じのとおりです。そういう中で、特にこのごみの問題は、減量化をどうするかということがまず緊急な話だと思います。その減量化に徹底したこのごみの分別化とか、あるいは生ごみの処理の仕方というものをもう少しテンポ早く、しかも緊急な問題として、行政がやっぱり専門家なんですから主導して、町民とともに解決していかなきやならないのではないかと、いうふうに思いますが、その辺はどういうふうに思ってみえるのか。予算を提出してこういうふうになれば、まあひとまず安心ということなのか、そんなことではとても困ると思うんですけどね。減量化について、その分別の収集、あるいは生ごみの処理の仕方

について、今まで進んできたことを整理をして、新年度早々、早速に実行に入ってほしいと思えますが、どう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

それから、それにかかわっていますが、同僚議員からもありましてサイクルセンター（エコドーム）の建設については、八十万円の予算をつけて調査をするという段階なんです。最初から建設ということはできませんが、しかし、調査するだけがいいのかどうか。やっぱり、この先のごみ袋を十月一日から上げるといふことも入っていますから、十月一日までにはどうするか。緊急な話なんです。そういうきめの細かいスケジュールをしっかりと出してほしい。出すためにはどうするか。行政だけではいかないので、今まで活動しておられた方々、特に女性のつどい協の方や何かもそうですが、そういう方たちも早速会議を開いて、そのスケジュールを出さないかというふうに思いますが、そういう意味で、センターの建設に向かう細かいスケジュール、この年度が済んで予算が決まってからゆっくりやるんだというのでは困ると思うんです。そういう二段、三段ロケットのやり方ではないんですけど、それは、例えば二段目のロケットを一段目を上げてからやるわけではないでしょう。当然二段、三段のロケットだとすれば、もう初めからそれは計画されるわけですから、そういう意気込みが僕には見えません。ぜひ、それを出してほしい。四つ目ですが、重なりますけれども、そういうことをやるためには、やっぱり住民協働の作業をどう構築していくのか。先ほどの同僚議員にもありました、自治基本条例を考える一番いい場面だと思うんですね。ですから、実践的にこれはやれるわけですか

ら、ぜひ住民協働の作業としてどう構築していくのかというふう
に、発想をしっかりとってほしいと思うんですよ。今までのやり方
だと、やっぱり大変だから予算をこういうふうにつけたとか、こ
ういうふうにやりますと。ごみ処理はこうします、焼却灰はこう
いうふうに持っていきますと。ただだけではあかんわけですわ。
そういう点で、官民協働の運動を展開する視点にしっかりと立つ
てほしい。私にはまだそれが見えてこない。そういう意味で、一
遍その官民協働の運動の展開のまちづくりの視点をきちんともう
一遍はつきりとここで申し述べてほしいと思います。

そういうふうに言いますと、結局は最終的にプロジェクトチ
ームをつくってやるべきだというふうに言いましたが、十二月の議
会でも言いましたけれども、町長はそこまでは考えていないと言
われましたが、ここではぜひそれを出してほしいというふうと思
います。

先ほども言いましたように、今すぐやらなきゃならないことと、
十年先までに考えなきゃならんことがあります。ですから、プロ
ジェクトチームをつくって息長くじっくりと構える問題も含めて、
チームをつくってまちづくり運動につなげてほしいというふう
に思います。

そこで提案をします。

前も言いましたけれども、プロジェクトチームは十名ないし十
五名、主としてこれは運動のリーダーとして、ただどうするかと
いうことをつくるだけではなくて、そのリーダーとしてチームを
編成してほしい。専門家を絶対に入れなきゃならないというこ
とが一つ。

それから職員ですが、これは後でも言いますが、職員が
こういう問題に首を突っ込む場合に、副業ではあかんということ
を申し述べたいと思います。副業ではあかん。専門に食いついて
熱を入れてやる職員をぜひ入れる。それから町民ですね。町民は、
公募することと同時に、これは新しく始めることではないので、
先ほどもありましたように、既にこのごみの問題について取り組
んでおられる団体の人、あるいは個人、そういう人たちに入って
もらう。さらには、公募でよしやろうという人があれば町民と、
専門家と行政と町民と三つそろってチームをつくるということが
一つ。

二つ目は、これも既に出ておりますが、ごみ減量化推進委員と
いうのがあります。審議会もありますけれども審議会はいろんな
問題はあるとしても削るわけにはいきませんから、推進委員を形
を変えて、先ほど同僚議員もいい話をされました。そういう実際
に汗を流す委員を、自主的に入ってもらうのが一番いいで
すけれども、ない場合は各地域で皆さんから選んでもらってつく
る。そして、いわゆるごみの収集と同時に分別収集も含めて、そ
れが実行部隊といいたましようか、汗を流す部隊とプロジェクトチ
ームががっちりスクラムを組んでいくというやり方。これは私
のつたない案ですから、皆さんはまた十分検討してもらえばいい
んですが、いずれにしても、何遍もくどいように言いますが、ま
ちづくりの観点、しかも、これで住民とともにやる協働作業の典
型をつくるんだという意気込みを行政はぜひ示してほしい。それ
が私の言いたいことです。よろしくお願いいたします。

それから二つ目は、先ほども幾つか言いましたけれども、未曾

有の経済危機に対して、でき得る限りの手だてを行政としてとってほしいという問題です。

今、この町民が町内外で働いておられますが、例えば正規の社員でも操短で週三日も休んでいる状況の中にあります。私のところに御夫婦で来られた方は切実に言われましたが、はっきりと具体的に月収十七、八万、そこへ週二日休めと言われる。その週二日の休みは、その企業が手を挙げて申告したので、費用も含めて六割の補償がある。でも、十七万から二日間の量、六割に減らされれば大変ですね。だから生活がやっていけないのでアルバイトを土曜日か日曜日にしようと思つたら、企業でそれはまかりならんと言われると。広瀬さん、どうしたらいいだろうと言つわけですね。そういう問題があります。

それから、私のところは高校へ行つておるけれども、ちょっと考えなければならぬというふうに言われる方もあるんですね。これはその話を聞いておると、最近テレビで「クローズアップ現代」で出されたものと全く同じですよ。もう東京や大阪の話や名古屋の話ではなくて、この我が垂井町もそういう状況に住民が追い込まれているという、この事態の認識を行政はどう見ているのか。

せんだつて、私は社会福祉協議会へ行つてこの問題について話を聞いてきました。例えば、いわゆる医療の問題だけではなくて、そういう生活の問題について、いわゆるつなぎ金ですね。生活のための制度がありますから、そこに頼みに来られる方が今までに五、六人見えるというんです。その中の大抵の人は、まず役場へ行くと社会福祉協議会へ行つてくれと言われるんですね。

どうしてそうなるんですかね。まずその方の苦しみや悩みを聞いて、そしてじっくり考えて、じゃあどういう方法があるのか、この人を救うためにどうしたらいいのかということを考える場を役場はまずやらなあかんのじゃないですか。

少なくとも役場というのは、いわゆる自治体の行政の仕事は住民の福祉増進にあるんです。それに絞つてもいいわけですね。合併問題でもそれは出ました。住民自治の根本は、住民の福祉増進にあるんだと。暮らしをどうするか、どう支えるかが行政の最大の仕事だと。だとするならば、この緊急事態にそういう方の苦しみを、全面的に受けるわけにはいかんけれども、少なくとも気持ちだけでも受けて心を通わして、そしてじゃあこれは社会福祉へ一通行つてくださいますか、これはどこか行つてくださいますかというふうになりますね。話に聞きますと、共産党に行つてくれという話もあるんですよ、全国的にはね。警察の人までそう言われると。冗談でしょうというんです。そりゃあやりますよ。けれども、やっぱり行政がその苦しみをどう受けていくか。そういうことによつて私の質問は、そういうときにすぐによそへやるのではなくて、自分の仕事の枠だけに考えないで、こういう事態をどうとらえて、そしてその人たちをどう救うか。救えなくても、どうそれに対応するかという緊急のセクションをつくつてほしいという訴えなんです。ごちゃごちゃ言いましたけれども、結局そういうことなんです。ぜひ、この町内にその形をつくつて相談窓口を皆さんによくわかるように、こういうふうにつくつておりますと、もちろんそこで解決するばかりじゃないから、相談をして適当な対策をとるといふ、こういう窓口をつくつてもらいたい。しかも、

それを皆さんに公表してもらいたいというふうに思いますが、どうですか。

それからもう一つですが、この事態に対して、いわゆる選挙の目当てもあるんでしょうけれども、そんなことをせんさくしくなくともいいわけですが、政府もこの状況を本当に真剣にとらえているんですね。ですから、次から次へと交付金を出しています。連発しています。その中には、考えてみれば、ちよつと知恵を出せばそういう苦しい状況にある人を救えるかもわからん。雇用創出の問題もありますが、具体的に言いますと八年度の二次補正予算が中心になっていきますが、さらに地域活性化生活対策臨時交付金というのがあります。ふるさと雇用再生交付金、緊急雇用創出事業交付金、それからせんだつて、きのうかおとといニユースで言っておりましたが、まだ決定はしていませんが、麻生総理大臣が閣僚に今度のこの状況の中で対策をいろいろ講じてほしいというふうに言っていますね。そういうこともありますから、しっかりとそこは見ながら対策をする必要がありますが、基本的にはこの交付金は都道府県の裁量に任されていますけれども、雇用対策としては、市町村が要求すれば受けられるという問題もあります。したがって、厚生労働省は自治体に交付金の対象分野を例示しているわけです。さらに、この二月には事例集まで出しています。それについてはどういふふうに受けとめてみえるのか、特に担当課に聞きたいと思います。

もちろん町長にも聞きたいんですが、そういう国も真剣にこの時代をとらえている。大きな問題だけではなくて、そういう小さい一人ひとりの暮らしにかかわる問題としてとらえているという

ふうに私は思います。ですから、私たちからいえば自民党、公明党もいいことはいいわけですから、定額給付金はいただきませんけれども、今こういう細かい手だてをして困っている住民を救うための施策は、やっぱり私たちは大いに利用しなきゃいかんと思えますが、その辺をどういふふうに考えてみえるのかということ、ぜひ聞きたいと思います。

三つ目ですが、これは割愛してもいいと思いますけれども、町の活性化を目指した、先ほどちよつと訂正されましたが、商工振興対策室が設置されて一年になります。どこまで進んでいるのかということをお聞きしたんですが、大分聞きましたので、ほとんど聞くことはありませんけれども、しかし、やっぱり同僚議員の質問じゃないけれども、企業進出を受け入れるだけでなく、住宅の問題もありますね。この機会にこの問題を、特にこの対策室をつくられた以上はどこまでいって、しかもこの先をどうするつもりなのかということをお聞きして、しかもこの先をどうするいいまいようか、そういうふうに思いますので、この場であえて要求したいと思えます。お願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十分といたします。（午前十時二十四分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午前十時四十分）

引き続き一般質問を行います。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをさせていただきます。と思います。

まず、一点目のごみ問題についてでありますけれども、昨年十二月から一月にかけて住民の方にいろいろと説明をさせてもらってまいりました。また、二月には、それを受けて全戸にごみに関する資料等を提示させていただく中で、ごみ問題の認識等を図ってきたところでございます。

今回のごみ手数料を徴収するということにつきましては、やはり財源の確保だけではなく、ごみ排出をいかに進めていくかというところ、あるいはクリーンセンターが非常に経費がかかるという部分の、そのごみを出すことによる負担の公平性というか、そのこと、そして財源の確保と、そういった形について説明をしてきたところでございます。

当然に、新たに手数料を徴収するということは、住民の方に不便を強いるわけで非常に心苦しいところではありますけれども、おおむね、説明の中ではやむを得ないという理解をいただいておりますものというふうに理解をしております。ですが、やはりこれはしっかりと周知を図っていく、またその先に、ごみの減量ということをしつかりとつたてていかなければならないというふうに思っております。

また、こういったことを推進するためのプロジェクトというふうなことをおっしゃいましたけれども、今までもお話し申し上げておるように、そこまで考えていないというよりも、やはり法令にのっとった形での廃棄物減量等推進協議会、あるいは廃棄物減量推進員、現状こういふ組織がございます。これを見直す中でしっかりと組織強化をしていきたい。この中に当然議員がおっしゃいました専門家であるとか、町民の方の公募と推薦等も含めて考

えていけるんじゃないかと、ある部分推進委員にしましては、拡充をしていかなければならない部分もあるんじゃないかなというふうなことも思っております。

まさにその官民協働で進めていくわけではありますけれども、今回そのリサイクルセンターに関する予算が八十万円という形で見込んでありますけれども、これを出して終わりではなく、やはりどう協議をしていくか、あるいはどういう形で運営していくかということをしつかりと詰めていきたい、そのための予算でございます。当然に、今の組織等の問題につきましてはゼロ予算等で当たるわけがありますので、そういったものを含めてこれから大切に考えた形の中で進めていきたいというふうに思っております。細部につきましては、担当からまた補足説明をさせます。

二点目の、経済危機ということでございますけれども、これも詳細につきましては担当から補足説明をさせますけれども、現状、垂井町の緊急雇用対策本部を設置しております。各窓口の受け付けをしておるわけで、そういった中で、例えば健康福祉課であれば子育てに関すること、産業課であれば仕事に関すること、学校教育では幼稚園のこととかいろいろんな形での御相談がございます。今、産業課が事務局窓口になっておりますので、そういったものを取りまとめた中で、この対策本部の中で対策を協議しておるということでございます。

また、ふるさと雇用再生特別交付金、あるいは緊急雇用創出事業が国の方で認められました。ですが、新年度において県がこれを基金をつくって充てていくという状況になります、その内容がまだはつきりしていないというか、いろいろヒアリングを受け

ておるんですが、活用についてはまだこれからもかわっていかなければならないところがございます。そういった細部につきましては、後ほどまた担当の方から補足説明をいたさせます。

最後に、商工振興対策室のことについてでございますけれども、単に企業誘致だけではなくて商工業全般のやはり対策ということも当然含んでおります。特に今、商工業、企業誘致ということが前面に出ておりますけれども、今回の予算の中でもそういった適地化の調査といったものもしっかりと進めていく中で、垂井町の将来にとってプラスになることは何かという形をしっかりと洗い出していきたいというふうに思っております。

当然に、先ほどもお話が出ておりますけれども、新たなアクセス道、東海環状西回り、あるいは養老スマートインター、そういった形の中でのアクセスという部分での発展というものは、これから大きく期待できる場所であります。これらを有効に使っていくためにも、この適地調査というものを生かしながら今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

細部につきましては、担当から補足説明をいたさせます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは、十二番議員の御質問の中の三たびごみ問題といったところの部分について補足的にお答えをさせていただきます。

町長からもお話ございましたように、一昨年から広報を通じてごみの現状の周知を図ったり、あるいは昨年十二月から一月に

かけましてのごみ減量化説明会、あるいは二月に全戸配布いたしました「ごみ問題をみんなで考える」といった資料、これらにつきましてはごみの減量化に対する住民の皆様方の意識は非常に高まっておりますというふうに私の方は認識しているところでございます。

こういったことで、今回本議会におきましてごみ処理手数料の徴収につきまして御提案をさせていただいておりますのでございますが、ややもすると、この手数料の徴収につきましては、現在クリーンセンターで排出される焼却灰の処分をするためだけの経費ととらえがちでございます。

本来、全国的にこのごみ処理手数料を徴収する目的の一つにつきましては、ごみの排出抑制が主な目的でございます。費用負担を軽減しようとするインセンティブ効果と言いまして、動機づけが働く。それによりましてごみの排出抑制、あるいは再生利用を推進しようとする動機づけがそれぞれ住民の皆様方に出てくる。それによってごみの減量化を図るといったのが大きな目的の一つでございます。

それと行財政改革の一環といたしまして、ごみ処理経費または施設の整備のための新たな財源の確保、それと住民一人ひとりの負担の公平性、これらを目的としてごみ処理手数料の徴収を行ううとするものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それと、ごみの分別の御質問でございます。

現在、垂井町が実施しております分別収集形態についてでございますが、環境省の方で区分されます標準的な区分のうちでも全

国的に最も多い形態で垂井町は取り組んでおるところでございます。しかしながら、全国にはもつと細かく細分化して収集しておるところもあるわけでございますが、当面は、既存の分別収集についてさらに住民の皆様方に取り組んでいただけるように、普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、昨今、説明会でもいろいろ御質問がございましたが、住民の皆様方の中には、仮称リサイクルセンター、通称エコドームと言っておる施設でございますが、こちらの施設の建設のニーズが非常に高まっているということは、私も肌で感じているところでございます。したがって、事業としてはこの仮称リサイクルセンターの設置を優先的な課題として取り組んでまいりたいと。そして、さらなる徹底した分別収集につきましては、このリサイクルセンターの設置とあわせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

さらには、生ごみの処理の問題でございますが、こちらにつきましても、今、各御家庭におきましていろんな形の中でこの生ごみ処理について取り組んでいただいておりますところでございまして、現在、町におきましては、この生ごみ処理機の設置に対します助成事業でもってとりあえず取り組んでおるところでございますが、こちらの生ごみ処理機につきましては、昨今、生ごみ処理バケツ等の方法も出てきております。いろんな生ごみ処理容器の購入等につきまして助成を行っていくような体制を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、エコドーム、先ほど申しました仮称リサイクルセンターの設置でございますが、他の市町村へ議員の皆様方も視察

をされて、おおむねどういった施設なのかということは十分御承知のことと存じます。しかしながら、いろいろ他市町村の設置の状態を担当者からお聞きしておりますと、他の町村の例をちょっと御紹介いたしますと、エコドーム、非常に環境に優しい施設であるわけではございますが、ある意味その迷惑施設というふうにあながちとらえられるといった懸念がございまして、設置場所等につきましてはやはり近隣の皆様方の了解が必要であると考えているところでございます。平成二十一年度におきましては、先ほど町長申しましたけれども、調査研究費として八十万円ほどの予算を計上しているわけでございますが、設置場所を初め、管理運営面につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、プロジェクトの設置ということでございましたが、今後、やはりこのごみ問題につきましては、町民広く皆様の意見を拝聴しながら進めていく必要があるといった観点から、NPO法人を初めとしてごみ減量化に取り組んでいらっしゃる住民の団体の参加を求めながら進めてまいりたいと。とりわけ現在、法令に基づきまして設置をしております廃棄物減量等推進協議会、あるいは廃棄物減量等推進委員の組織をより有効に機能させることについて検討してまいりたいと考えているところでございますが、そのため任期の満了のタイミング等を見計らいながら委員の選出方法、あるいは選出基盤の見直しを行って対応してまいりたいと、考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（丹羽豊次君） 産業課長若山隆史君。

〔産業課長若山隆史君登壇〕

産業課長（若山隆史君） 十二番議員の御質問でございます。

所管といたします私どもでお答えさせていただく第二番と大きな三番、この二点につきましてよろしくお願いいたします。

まず一つの、大きな二番の未曾有の経済危機に対してでき得る最大の手だてをとる御質問の中の、町内企業を含めてどんな手を打っているのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、年明けの常任委員会協議会、あるいは議会全員協議会の中でもその経過・経緯を説明をさせていただいておるところでございますけれども、私ども、さかのぼりますところ年末でございますが、メディアの方からほとんど非正規労働者の解雇の問題が放映されまして、その非常に切迫した状況、こういった事柄がひしひしと伝わるような状況下にありました。その中でも、垂井町におきましての企業の中で、そういった非正規労働者が解雇されているのではないかというような憶測も飛んでおりまして、こういった岐阜県下の雇用情報の集積・集約につきまして、県の方から年末におきましてその調査依頼が来たところでございます。これにつきましての報告は、十二月定例会の中でもさせていただいたところでございますけれども、その調査をいたしました結果、やはり一、二の企業でそういった実態が出てきておったというようなことでございます。これは、企業の中にはなかなかそういった情報を公表しないといえますが、内在的な状態でどんどん進められていくというのが、いわゆる企業イメージを損なうというようなことも意識されているんだらうと思えますけれども、そういった情報をつかみながら対応をしておったんです

けれども、そういったことで年末を迎えるに当たりまして、本年の年末年始は九日間のいわゆる連休ということになるので、これではいわゆる差し迫った、解雇された方々に対してどうしようもないというような垂井町役場の対応として、緊急に各課長さん方に集まっていたいただきまして、対策本部を設置するというようなことも出たんですけれども、まずは年末年始の対応をしっかりと各課危機管理をもつて対応していくというような共通認識のもとで、この年末年始を迎えるというようなことで申し合わせて対応したわけでございます。

大きな事件等はありませんでしたけれども、年明け早々にはそういった垂井町におけます対応状況、これには平成十三年、十四年ごろも同じように経済危機がございまして、その折に設置制定されました離職者に対します支援金制度、あるいは離職されてさらに新たな企業へというようなスキルアップを図るための教育訓練給付制度、こういったものを持ち合わせておりましたので、これらの、いわゆるホームページを用いての周知、あるいはおくればせながらも広報二月号に掲載するような手はずを整えてまいりました。

ますます雇用情勢が逼迫している中にありまして、垂井町といまして緊急雇用対策本部を設置してさらに強力な体制をしようということ、この一月十三日に対策本部を設置したところでございます。本部長は、町長でございます。所管は産業課が取りまとめをさせていただいておりますけれども、各所管、所管におきましての対応をしっかりとついでいただくといいようなものもくろみをもってこれを設置したところでございます。これを継続し

ながら毎月二回対策本部を設置して、これを県の方に情報提供いたしておるといような仕組みの中で動いております。

もちろん、各所管におけますいわゆる解雇された方々に対する悲痛な相談事につきましては、誠意を持って、心を込めて対応をさせていただいております。そういった報告書もいただきながら私もまとめまして、それにつきまして各所管がどうも通り一遍の対応だなというふうな分につきましては、再度フィードバックをさせていただきながら各所管にもっともっと手を尽くした方策はないのかとか、そういった協議は内部ではさせておっていただくところでございます。

そういった形でもつてずつと来ておりますけれども、そのほかただいま申し上げました窓口の関係、あるいは生活支援関係につきまして、話は飛びますけれども、平成二十一年度で枠を広げていきたい、ただいま現在では小・中学生に関しては月額五千円、高校生に関しては八千円というふうな制度でございますけれども、これを二十一年度で何とか小学未満の方も含めた形で対応・拡大をさせていただきたいということで、議案上程をさせていただいておるところでございます。そういった事柄とか、どうしても雇用を解雇されて住むところもないというふうな方々のためにも町営住宅を三戸ほど、その対応のように用意をさせていただいております、これは所管の建設課の方で対応をさせていただいておりますし、それといわゆる就職支援ですね。先ほども申しましたけれども、教育訓練給付金制度、こういったものでさらにスキルアップを図られるに当たりましての各種講座等を受けられる場合、二分の一の助成をしていくというふうな制度も前面に出しながら、こ

ういった情報を県のポータルサイトとリンクづけをいたしまして、いわゆる垂井町の緊急雇用対策関係につきましてはの提供提供をいたしておるところでございます。これにつきましては、県下十四市と一町がこういった制度を載せておるわけでございますけれども、ほとんどの市は対応をされておりますけれども、町村では垂井町一町のみというふうな状況でございます。

それとか、以前からずつとやっておったんですけれども、ハローワークから毎週といますか二週間に一回、いわゆる就職あっせん情報が来ます。それらを、玄関フロアにずつと、持って帰っていただけるようにコピーを用意しながら対応をさせていただいたんですけれども、そこでじいっと眺めていらつしゃるとどうしても人目を気にされるとということで、そこにパーテーションを組みましてじっくり見ていただけるようなスペースも確保したところでございます。この持ち帰りの枚数記録もいたしております。一月は大体一日当たり六・七枚、六、七枚ございましたが、二月になりましてこれが十二枚から十三枚、三月にしましては十四枚ほどということで、どんどんどんどん、こういった持ち帰られる数字が多くなつてきております。こういったことから、さらに充実をさせていきたいというふうに考えておりますし、それから先ほど触れましたけれども、相談件数でございますけれども大体現在までで三十件余りでございます。そのうち外国人の関係の方は二十件余りというふうな実態になっておるところでございます。

次に、企業関係ですね。企業に関しましては、中小企業の融資制度がございます。セーフティーネット関係でございます。こち

らにつきましては、垂井町、現在段階までで七十六件の認証をいたしまして、県の方へ上げております。一〇〇%の信用保証が得られるということで、これにつきましても十二月の定例会の中でも報告をさせていただいたところでございますけれども、さらにどんとふえている状態でございます。

それから、あちらこちら飛びますけれども、いずれにいたしましても相談をかけられる方につきましては本当に親身に対応していくということでないかと、たまたまNHKの特番、朝やっておりますけれども、いわゆる自殺の名所といいますが、非常にありませんけれども東尋坊ですね、こちらのニュースがやっておりました。そのテレビに出ておられた方は、本当に若くして切られたと、非正規雇用者だったと。非正規雇用であろうが、正規であろうが、企業に対してはしっかりと貢献をしてきた方々だと思っております。その人たちが、経済動向によつてこういった未曾有の状態に置かれているということに関しては、私も企業の訪問も通じながらしっかりと情報は収集いたしておりますし、地域の生活実態、いわゆる解雇された方々の実態も把握いたしております。しっかりと県へ上げて、県から国へ上げて、その雇用関係、このままでいいのかというようなことも含めて、しっかりとセーフティネットを構築していただきたいなというふうに担当所管としては思っております。そういった一番の住民の方へ接する機会の多い町村のしっかりとした対応が、こういった大きなうねりとなつていくものだというふうにも考えております。これから対応をしていきたいというふうにも考えております。

それから、国の施策を受けてということ二番目にございます。

これは、ふるさと雇用再生資金と緊急雇用創出事業交付金でございます。これは町長も触れましたけれども、私も各所管におろしまして、こういったものがあるのかというようなことに対応いたしてまいりました。ここで概略を説明させていただきますと、ふるさと雇用再生特別交付金の方に関しましては、雇用の継続が見込まれる事業にというようなことで、原則一年以上の雇用でございます。これは更新も可ということなんですけれども、事業実施主体といたしましては、民間企業に委託、これは地方公共団体による直接実施は不可というような形になっております。それから、新たな事業で既存事業の振りかえ事業は不可でございます。それから、土木、建設、草刈り等のいわゆる軽作業関係も不可でございます。それから、継続の見込みのない研究委託事業関係、こういったことも不可というようなことで非常に制約が多ございますが、魅力のある制度でもあるなというふうには思っております。

それともう一つ、緊急雇用創出事業の交付金関係でございます。こちらにつきましては、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等のための短期的、いわゆる六カ月未満でございますけれども、次の雇用へのつなぎ雇用、あるいは就業にふさわしいものというような定義でございます。これにつきましては、民間企業、シルバー人材センター等に委託して地方公共団体の直接実施も可というような形になっております。こちらにつきましても力を入れながら、今県とヒアリングを受けながら、あるいは原課とヒアリングをしながらこの内容を精査いたしておるところでございます。これにつきましても、早い段階で上程をさせていただきます。

きたいなというふうに担当所管といたしましては考えているところでございます。

次に大きな三番目の、町の活性化を目指した商工振興対策室設置一年、どこまで進んでいるかというような中の一つ、企業誘致対策はどこまでというようなことなんですけれども、これは先ほどの議員さんの質問の中でも触れられました。私も所管といたしまして、やはり絶対的条件の買収可能地あるいは買収価格、これにつきましても町の戦略的な集積業種というようなこともございませぬけれども、しっかりと企業ニーズも把握しながら、あわせて適地に関しましてはやっぱり道路アクセス、地形・地盤造成費、自然・環境・文化財、古墳があったとかいうことになりますと大変なことになりますし、こういったことも十分精査しなければならぬ。それから電力供給、給排水関係はどうなのかというようなことも必要になってきます。あわせて法規制、農振法、あるいは農地法あるいは都市計画法、こういった問題もクリアしていかなければならないというように適地を選定させていただきたいというふうに考えているところでございます。

どこにネットワークがあるかというようになんですけれども、市街化区域におきましての開発は、用途地域によるわけでございませぬ。商業地域あるいは住宅地に工場を持つてこいというようにとは不可でございませぬ。が、しかし、市街化調整区域におけます開発手法といたしましては、市街化区域に編入というようになこともございますけれども、これはなかなか難しゅうございます。一方で地区計画というように手が打てるか否かにかかってきます。大規模になつてきますと特にこちらが関連してきますけれども、

次に、この地区計画を打つに当たりましたは、御質問にもありますけれども、マスタープランなどに問題がないかというように御質問なんですけれども、マスタープランは垂井町の都市計画マスタープランと、岐阜県大垣都市計画区域マスタープランがございませぬ。市街化調整区域において地区計画を打つといたしますと、その場所あるいは地域が両マスタープランの土地利用方針に記載されておるならば、事は比較的スムーズに運ぶんではないかなというふうに思っておりますけれども、どちらか一方しか記述がない場合に関しましては、他方のそれとそこ、いわゆる食い違いがないというように一つの決め手となってまいります。

今回、岐阜県大垣都市計画区域マスタープランの見直しの真っ最中でございます。しっかりと精査を産業課といたしましてもさせていただきますながら、所管は建設課になるわけでございますけれども、連携を図りながら、精査をさせていただきますながら、記述に漏れがないようにしっかりと対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

あれやこれやと飛びましたけれども、緊急雇用あるいは企業誘致、いずれもしっかりとした対応を今後ともしていくつもりでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（丹羽豊次君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁ありがとうございます。

特に産業課については、十二月以降の緊急な変化の中での話も聞きました、大変参考になりました。ありがとうございました。

それではまず最初に、ごみ処理の問題についてですが、言われ

ることわからんことはないんですけどね、例えば卑近なことで、ペットボトル一つあるいはトレー一つ取っても分別収集をしていく方向で今までやってきたわけですね。ところが実際にクリーンセンターへ持っていくときに、ごみステーションにもそうですがみんなごちゃに入れておるわけですよ、それはどうしてかという、両方持っていてもいいのかと。でも実際に持っているわけですから、じゃあその分別する意義はどこにあるのかというのは住民に十分徹底してないわけですね、おかしな話でしょう、これ、違いますか。だから、ペットボトルの栓はもちろんなります、ラベルを外せとか、汚れたのを洗えとか、でも実際はそういうふうに言われたとおりやっている人もおれば、全然やらないでそのままごみ袋の中へ一緒に入れておる人もおりますね。何でそれがいいのやとということが住民にわからんわけですよ。だから、クリーンセンターにはそれをごちゃに入れてもいいのかということですね。卑近な例はそういうことなんです。ですから、ちよっとも住民に徹底してないわけですよ、その分別収集の意義がね。ですから、やっぱりやることは、その分別収集をしたい、それは減量化につながるということだけではなくて、そういう具体的に丁寧に分けていくことと同時に、実際にクリーンセンターでそれを燃やしてはあかんわけですよ、使ったらあかんわけですよ。それをやっておるわけでしょう。だから、クリーンセンターの寿命を少しでも長くするためにとか、もつと言えば専門家の人もいるわけですから、科学的な根拠も入れて分別収集の意義をしっかりと伝えていくということがこれからすぐに大事ではないかと思えますね。今すぐやれることですよ、それは

ね。やれることだけでも、じゃあその意義を説明して、徹底して追求しても、実際にそういうものを分けていくときに分けるところがない。今まではありましたよ。例えばトレーとか、今でもありますが、公民館にするとかいうふうにあります、それからケースがあつてそのケースに分けることになっているんですけども、やっぱりうちの中で分けられるようなことも考えなあかんと思えますね、大きくはね。そういう手の込んだ話ですけれども、本当に丁寧にひとつずつやっていくためには、やっぱり住民協働の中で、先ほど表佐の話がありました、そういうことを実際にやっていくということ。そのために人が要るわけですね、人材が要るわけですよ。

ですから次は聞くんですが、先ほどの産業課の説明の中でもありましたけれども、ふるさと雇用緊急対策交付金とかあるいは緊急雇用対策、そういう交付金が来ると。事例集も出ておると。だけれども実際には今の話の継続の可能なものでないとあかんとか、一回きりではあかんとかいうのがありますが、一年とか六カ月とかいう雇用期間をつくってやればその交付金が出るということなんです、今も言われましたように継続も可能なんです。結局最終的に政府が考えているのは、二〇一一年まではいろんな形でそれができるといふことになれば、例えば、このごみの収集にかかわって有償ボランティアでそういう人たちを募って、額は少なくてもいいですから実際にやってもらう人、そういう人を雇用してはどうかというふうに思いますが、それをどう考えておられるか。

さらにそれは発展して、課長の先ほどの答弁にあつたようにこ

み減量推進委員会も、条例にあるから、法にあるからと言われるけれども、それは変えればいいわけですから、今変えるということとは見直すということをおられますから見直して、もっと多くの人に真剣に、当番でとか一年ごととか二年ごとにローテーションするようなそんな係ではなくて、この問題については少なくとも二年なら二年、三年なら三年へばりついてごみ収集について考える、しかもその人たちには年間幾らかを渡すというような有償のボランティアも含めて考えられんかと思いますが、それはどうですか。

二つ目ですが、今の未曾有の経済危機に対しての産業課の話、よくわかりましたが、そこから緊急の雇用対策本部を設けて、この問題は健康福祉課や、この問題は住民課や、この問題は建設課やとなるんでしょうけれども、特に生活保護の問題、これは今までのやり方というと水際作戦と言いまして、ああじゃこうじゃといるんな理由をつけて、やれ、これは該当しない、これは該当しないと行って生活保護を申請しても却下してしまうという状況が全国的にありました、競争するようにね。ところが、昨今の状況を受けて、いわゆる職を失ってあしたから生活できないという人に対しては、住居も、もとは住まいがなければ適応できませんと言いましたが、つい最近厚生労働相が答弁していますね。住居がなくてもそこをあえてアパートか何かという形であってやれるというようなこともありまして、生活保護の基準そのものがさま変わりしました。もちろん、永久的にはなくて、今当面一年なのか半年なのか三年になるのかわかりませんが、生きられない人に対してそういうふうにするというようなことはどんどん変わ

りつつあります。

私も一月に、何と垂井の住民なんだけれども、大垣に何とかアパートまで見つけて大垣で生活保護を受けています。働くことが決まったけれども、ちょっと病気のためにしばらくとめております。したがって、生活保護で生活をするというような状況ですが、非常にさま変わりしました。垂井町もそういう点では柔軟に受けとめてもらって、先ほど言いましたように、課長も言いましたが、本当に心ある血の通った相談をして、生活保護でもどうしてもということならばそういうことも受け入れるような状況をぜひつくってほしいと思いますが、それはどうですか。以上、お願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきますたいと思います。

私の方からは、ごみのことについて少しお話をさせていただけたらと思います。

まず、今御提言ありました、ごみの分別の意識をさらに深めていく必要があると、まさにそのとおりであろうかというふうに思っています。よく説明会でも申しましたけれども、まさにまぜればごみになってしまふんですけれども、分ければ資源だということは強く訴えてきたところであります。また、資料にも書いてございますけれども、やはり環境問題、これから考えるときに三つのR、3Rの推進が大事だと。リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）という形、まさにリサイクルの

再資源化の部分でこの分別が生きてくるという形になりますので、こちら辺をしつかりと徹底していく必要があると。そういった意味でこのリサイクルセンター、これから設置を考えているところですけども、目に見える形で資源化を進めていく意識づけをする部分にはもってこいの場ではないかなというふうに思っております。これはやはり民間の団体の方に運営していただく、さらにそういった思いを広げていくという部分で、民間の団体の方と手を携えた形で進めていきたいという思いでことし調査研究費等設けさせていただきました。当然、リサイクルセンターの建設につきましても、もし条件等が整えば補正で上げてでも早急に取り組み必要があるのかというふうに思いますが、これはやはり状況を見た上での判断になるうかというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

交付金を使った人材の確保あるいは生活保護の実態等につきましては、それぞれ担当から補足説明をさせます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 十二番議員のごみ収集等につきまます緊急雇用対策等の交付金の関係でございますが、私の方もこの交付金で何とか雇用対策ということを検討してまいりましたが、やはりこの交付金一つ一つにも規制がございますので、そういったごみ収集については対象にならないという見解を示されておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 十二番議員の生活保護につきましの御質問でございますけれども、ここの二カ月の間で生活保護の関係の相談というのは数が非常に多くなってきております。その中で、今決定された方は二名おられます。今調査中の方が一名でございます。決定されました方二名のうち一名の方ににつきましては決定後職が見つかりまして、ある程度収入が見込めるということで一回目の支給がされる前に御本人の方から取り下げがございました。

先ほど議員言われましたように、生活保護の速やかな手続ということで、住所要件もそうでございますし、従来ですと、申請がありましてから資産要件でありますとか扶養義務者の援助の調査ということとで期間がかかっておったわけですけども、今は親族の調査というのが後回しといいますが、まず御本人さんに対しての調査というのが非常に重点を置かれまして、今支給決定された方におきましても親族調査というのはまた後から調査をするということとで進められております。

そのようなことで、今決定されておるのは県の振興局の福祉課でありますけれども、そちらの方でもこの状況でございますので期間を置かず速やかな決定という方向で進めておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

本日、六名の議員が一般質問をしますが、この思いは皆同じで、

熱き思いで質問をしております。よって、答弁される町長及び職員の方はその思いを十分に理解していただいて真摯にお答え願いたいと思います。

では、質問に入ります。

二点本日は私質問させていただきませんが、これは両方とも共通しておりますのは垂井町の活性化を望んでおるといふ、このものであります。

まず一番目に、北部バイパス、これは県道岐阜関ヶ原線・赤坂垂井線のことではありますが、これの活用について質問させていただきます。

梅谷トンネルが来年の六月に開通するという予定になっております。今年の二月には貫通式がありまして、垂井町長の中川町長は池田町の岡崎町長とともに手を携え万歳を言われました。やはり、今後のトンネルができることによって垂井町がいかによくなるかと、その辺の期待を込めての万歳であったとは思いますが。

このトンネルが開通いたしますと、最大一日に一万五千台の車が通るといふふうに言われております。この道路ができることにより、どのように垂井町が変わっていくのかということをお聞きたいのであります。北部バイパスは、垂井町、東は平尾の橋、西は垂井町伊吹で約五キロメートルありますが、その間府中のあたりで七百メートルが市街化区域であり、残りの四・三キロは市街化調整区域であります。市街化調整区域ではない、その七百メートルの市街化区域も住居系であります。残りの四・三キロの市街化調整区域で何ができるのかということをお聞いている範囲でお話ししますと、まず農家住宅とか農業施設は十分これは間違

いなしにできるのであります。そのほかに、県道でありますから周辺の生活に必要な物品販売というのが都市計画法第三十四条の中に書いてあります。でも、その中に条件がありまして、日常生活に必要な物品販売といえますのは、例えば散髪屋さんとか喫茶店、コンビニとかラーメン屋さんとか飲食店、そういうものができるわけですが、敷地面積は五百平米以下、特に必要な場合は一千平米以下となっております。なおかつ、もっと難しい要件としまして、その敷地から半径三百メートル以内の中に五十戸の市街化調整区域の建築物がなければいけないというふうになっております。そうしますと、できる場所がごく限られて、平尾の一部、それから岩手、南長畑の一部、この部分でしかできないというふうになります。

それともう一つ、市街化調整区域でできますのは沿道サービス業というのがあります。これはガソリンスタンドとかドライブインとか、極端に言いますと道の駅もそうであると聞いております。これも要件がありまして、これは市街化区域の端から一キロ離れなければいけないというふうになりますので垂井町で言うと平尾以東よりも東、それから南長畑漆原よりも西側という部分でしかできないわけがあります。

そこで町長は、この現状を考えていただきまして、バイパスの活用についてどのように考えておられるのかお聞きします。

二番目に、平成二十二年に大垣都市計画区域の見直しというのがあります。

これは、垂井町は現在大垣都市計画区域といつものに入っております。大垣市、垂井町、神戸町、安八町、旧墨俣町が一つの区

域をつくって大垣都市計画区域というのをつくっております。この見直しが平成二十二年にありますので、二十一年中には変更の話がなっていくと思いますが、垂井町としてはどのような変更の申し入れをされる予定かと。これは垂井町の意志でありますね。例えば市街化区域が少ないからふやしてほしいとかということでもありますね。市街化区域につきましては、先日聞いたんですが、未利用地が四〇%あるというふうに聞きました。用途地域につきましては商業系、住居系、工業系とありますが、この四〇%の内訳、商業地域ではどのぐらいの未利用地があるか、工業地系ではどうやと、住居系ではどれぐらいの割合で未利用地があるというのをちょっと聞くのを忘れましたので、もしこの場でおわかりでしたらそれもお尋ねいたします。

特に、垂井町で今不足しておるのは工業系の地域が少ないと思うんですね。ですから、例えば一千平米、二千平米の工場をつくりたいと思っても、なかなかそれだけのまとまった土地がないと思います。垂井町として、大垣都市計画の見直しについてどのような申し入れをされるのかということをお聞きします。

二番目として、この大垣都市計画区域の審議につきましては、議会はどのようにかわり、またどのように関与できるかということをお聞きします。

三番目に、垂井町には垂井町都市計画審議会というのがありますが、この審議会がこの見直しについてどのようにかわり、また関与できるかというのをお尋ねいたします。以上でございます。議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、北部バイパスの活用ということについてでございます。北部バイパスといえますのは、府中小学校から西へ県道の岐阜関ヶ原線、それから東へ赤坂垂井線という形になります。当然今おっしゃった梅谷トンネルは、池田の方から抜けてきてこの小学校のところまでぶつかって、北部バイパスというか西へ岐阜関ヶ原線となっていくというものであります。

梅谷トンネルがこの二月二十三日に貫通式がございました。垂井町にとりましては、道路におけるトンネルとしては初めてでございます。私も初めて発破のスイッチを押させていただきましたし、池田の岡崎町長と一緒にトンネルの中で握手をして万歳をさせていただいたと、非常に妙なことだというふうに思っておりますけれども、今後両町の交流がこのトンネルを結んだ形で深まってくるのはもちろんのこと、岐阜市北部との直結という形の中で交通アクセスはさらに利便性がアップするものだというふうに思っております。

そういった中で、この北部の土地をどう活用していくかと、市街化区域・調整区域があるけれどもということでございますが、実は、この後の都市計画の二番目の話とも関連してくるわけでありまして、都市計画について言いますと、都市計画区域というのは無秩序な市街化を防止して計画的な市街化を図っていくのが市街化区域、また、調整区域というのはその市街化を抑制する地域という形で計画が打たれておるところであります。一方、従来市街化調整区域における開発というのは、五ヘクタール以上

については大規模開発が認められておったんですけれども、平成十九年十一月以降はそれができなくなったというような状況にあります。ただ、そのかわりとして、従前からありました地区計画制度というのが残されておりまして、これが今、今後の活用の中で推奨されておると。私もこの地区計画制度、地区計画というものをしっかりと活用していきたいというふうに思っております。

ただ、この地区計画は、先ほども別の質問の中で産業課長が申し上げましたけれども、県の大垣都市計画区域のマスタープラン、県マスと、それから垂井町の都市計画マスタープラン、この整合性がないとやはり地区計画を打っていくのも難しいというような状況にあります。一方で、市街化をしていけば当然に地価にもはね返ってくるわけでありまして、調整区域であれば地価がある程度押さえた状況の中で開発が進められていくと。今回、ある区域を区切って、地区計画を打って、そこに企業なりあるいは住居系ものを引く張ってくるというような形の開発が進められるというような形があります。

今後、今調査等を進めておりますけれども、そういった中でこの地区計画というものをしっかりと考慮に入れて進めていきたい、またこのことについては私ももつと勉強しなきゃいけないと思いますし、また議員の方にもこの地区計画というものについての情報というものをお出ししていきたいというふうに思っております。

そういった中で、今、都市計画の区域の見直しということでございますけれども、この調整区域に地区計画を打てるように文言

の修正をして、それをかけておるところでございます。

この都市計画、あるいはその内容等につきましてはまた担当の方から補足説明をいたささせていただきますけれども、いずれにしましても、道路アクセスというのは非常にやはり恵まれた状況にあると。これを生かしていくために土地を有効に使っていかなければならぬ。だけれども、そこには市街化調整区域という一つの縛りがある。それでその調整区域をうまく生かした形の中で開発を進めていくには、この地区計画というものを使っていきたいというのが現在の私どもの基本的な考え方でございます。

補足説明は担当からいたさせます。

議長（丹羽豊次君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 六番議員の御質問の中の二番目の大垣都市計画区域の見直しにつきまして、少し補足させていただきます。

議員も申されました、平成二十二年の六月に大垣都市計画区域のマスタープラン、いわゆる区域マスと言っておるわけでございますが、この見直しがあります。今現在の進捗状況を少し御説明させていただきますと、市町村の先ほどの大垣都市計画のマスタープランにつきましては、垂井と大垣と神戸と安八の四市町で構成しているわけでございまして、これのそれぞれの市町が素案を持ち寄りまして、今全体の大垣都計としての計画を練っているところでございます。予定では、この年度末ぐらいにかけて集めたものを一つにして、今、再度垂井町に戻ってきております。これは県が調整するわけでございまして、その調整が済み次第、

国の方へ大垣都計としてはこうした計画を持っておりまうという
国への協議をいたします。それがまとまり次第、各市町の首長あ
てに意見を求めてまいります。ここらあたりであらかた決まるわ
けでございますが、それから正式に国交省と農水省へ下協議を出
しまして、平成二十二年の六月ぐらいに県の都市計画審議会にか
けると、こういった流れで進められております。

実情のところ、この区域マスにつきましては、従来垂井の記述
はあまり載っておりませんでした。そういったところから、その
関連しております垂井町の五次総合計画と垂井町の都市計画マス
タープラン、こういったものをもとにしまして、先ほど町長も申し
ておりました垂井町の今後の開発に絡みます要件がスムーズにい
くような記述の文言整理をさせていただいておるところでござい
ます。

特に、先ほど産業課長が少し申しました市街化調整区域のこ
ろの土地利用の方針でございますね、こういったところを重点的
に五次総合計画と垂井町マスタープランに合った整備開発ができ
ていくように申し入れておるところでございます。

そこで、先ほど少し御質問がありました、区域区分の見直し
でございますが、さきの委員会にもお話しさせていただきました
垂井町の市街化区域と市街化調整区域のエリアにつきましては、
この十九年度に垂井町都市計画の基礎調査を実施いたしてありま
す。こういったものをもとに、それぞれのプランが整備されてい
くわけでございますが、その中では市街化調整区域の未利用地や、
よその市町から見ますとまだ十分住宅開発には対応できるといっ
たところでございますので、今回のところはこの区域区分の見直

しはしないといったことが予想されております。区域区分につき
ましてはそういったことでございますが、用途につきましては、
今回県の見直しでなしに、垂井町の都市計画によりまして色分け
はできるわけでございますので、これにつきましてはまだ今後の
検討課題になっていくわけでございます。

こういった流れで都市計画というのはつくられていくわけでご
ざいます。垂井町としましてはスムーズに平成二十二年六月に
できるように持っていくと、このように考えておるところで
ございます。

それと、議会とのかかわりでございますが、これは議決要件で
はございません。この垂井町都市計画審議会に、今年も当初予算
で二回ほど開催する予定をいたしております。ここらあたりで十
分審議会委員さんの御意見を踏まえながら進めていきたいと思っ
ております。この審議会委員さんの中には、議会の議員さんの中
から三名の方に入っていたいておりますけれども、総数十名の
審議会委員さんで十分また話し合っていたら、御意見を求
めていきたいと、このように考えております。

先ほど少し説明いたしましたけれども、垂井町都市計画審議
会は本年度二回ほど計画いたしておりますので、ここらあたりで
この区域マス、大垣都市計画マスタープランにつきましての関与
がここらあたりかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げ
ます。

すみません、先ほど質問で飛ばしましたが、未利用地の内訳で
ございますけれども、商業系、工業系、住居系、それぞれあるわ
けでございますが、基礎調査の中では細かい資料を持っておりま

せんで後日御提出させていただきますけれども、全体で、市街化調整区域の未利用地は百五十四・七ヘクタール、こういった数字が出ておりますのでよろしくお願いいたします。また、細かい内訳につきましては、後日また提出させていただきます。

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） それでは、再質問させていただきます。

まず、町長に答弁いただきましたが、地区計画でいろいろ進めていきたいということですが、地区計画では小さな開発はできないと思うんですね。聞くところによりますと、先ほども言いますと最低二ヘクタールなければ地区計画は打てないと。それではその中で一千平米、五百平米とかいうような場合はもうできないんではないかと。特に言いますと、日常生活の物品販売、これはもうゼロではないかなと。大きな例えば地区計画でやるんでしたら道の駅をつくるとか、工場をつくるとかならできると思います。ですが、小さな分ではほとんどできないのではないかなと。それについては、できないからじゃあほうっておくかとなりますと、いろんな考えはあると思うんですが、そこで建設課長が説明していただいた件であります。今、建設課長は大垣で各町のプランを提出していただいて、それを今検討しているというふうなことを言われたんですが、これはだれがその考えを大垣の都市計画に持っていったのか、だれの考えで。これ、都市計画審議会も開いてないし、議会も何も聞いておらないわけですね。町長単独の考えでされたのかと。いかに町民が選んだ町長と言えど、それは間違っておるのではないかと。やはり意見を聞く、大きくもつと言

いますとパブリックコメントを打って、それで意見を聞いて、それを持っていくべきではないかと思いますが、じゃあこれはだれの考えを持っていったのかということをお聞きいたします。

議長（丹羽豊次君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 六番議員の再質問の、今見直しが行われております区域マスの案でございますが、案といたしましては先ほど申しましたが五次総合計画、垂井町都市計画マスタープランに即した考えで案をつくられておりますので、当然五次総合計画は町の議決要件で決められた基本方針でございますので、これに即しておるので、町として考えさせていただいたところでございます。

すみません、地区計画の面積案件でございますが、先ほど二ヘクタールと申されましたが、これは農振の除外の条件でございますので、そういったところが岐阜県で許可がおりる面積だと思っております。それで、小さな区域は地区計画を打てないかと申しますと、たとえ一ヘクタールでも地区計画自体が確実に地区整備できればそれで問題はないかと思えますが、地区計画そのものにつきましては、大きく面積をとらえて、そういった、打つのが地域計画といったものでございますので、面積がどうこうといった問題はなにかと思っておるわけでございます。

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今、説明聞いたんですが、ちょっと不十分だったのでもう一度お聞きしたいのですが、二ヘクタールが要件

であり一ヘクターでもできると。でもそれ以下の分でしたらもうほとんどできないということで、日常生活の物品販売等はもうできないというふうに考えていいんでしょうか。これ、町長にお聞きします。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

基本的にやはり市街化調整区域は農地を守っていくと、市街化を抑制していく地域であるということから考えた場合に、むやみやたらにスプロールが起きるのはよくないという状況の中で、ある分まとまった面積を開発していく形になると思います。それがやはり環境を守り、農地を守っていくことになるといふふうに思います。ですから、一店舗のためにそこを開発するのは、本当に調整区域をつぶしていくのに妥当なのかどうかという判断をしなければならぬと思います。一方でやはり、大規模なものを呼ぶ、あるいは少々まとまったものを呼ぶという形の中では、地区計画を打ってそういった施設を誘致してくる、引つ張ってくる、計画のもとに進めると、これはやはりそういう形ではないかではないかと。ですから、例えば一店舗のためだけにその地区計画を打つということはありませんかということだといふふうに認識しておりますし、それは今計画を打っておる調整区域を守っていくという部分からいっても反する部分になるのではないかと認識しております。発展する、しないというのはやはり土地の利用等にかかわってくると思うんですが、先ほど申しましたように市街化を進めた場

合にどうしても土地の値段が上がってくるということが考えられます。これは地権者にとっても同じことが言えるわけですから、そういった場合に企業進出をする場合に、出てくる企業がどういふ判断をするか、あるいは今、住居系に關しても小さい面積ではなくて、ある程度固まった面積の中で住居系の地区計画を打つことは可能であるという認識をしておりますので、そういった部分での発展は考えられるのではないかといふふうに認識をしております。

議長（丹羽豊次君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 質問を始める前に、前税務課長の浅井賢二君が亡くなりました。謹んでお悔やみを申し上げ、心より冥福をお祈りいたします。

垂井町の発展を妨げているのは何か。これは、奥村議員とほとんど一緒のことを言うんでありますけれども、若干再質問では角度を変えて質問するつもりであります。

二月二十四日の新聞に、仮称梅谷トンネルの貫通式が垂井町側のトンネル構内で行われ、「垂井と池田に新風」、新聞にはこのように載っております。

トンネルの風というのは低い方から高い方へ吹くのが当たり前で、その風に乗って聞こえてくるのは、池田町はこの県道五十三号線のトンネルが全線開通すると、県の試算では一日約四千台以上の車の往来があり、その周辺に向けて池田町では温泉周辺で道の駅をつくり、農産物直売所もつくり、今以上に温泉への集客を見込んでいるんだと聞こえてきます。どこの町でも我が町の発展

を願ひ知恵を絞つてソフト・ハードな事業を組み合わせながら新しい道路の開通に照準を合わせ、町発展のために行政運営を行うのが当然と思つております。町長も常日ごろより、梅谷トンネルの開通はもとより、大垣から関ヶ原へ抜けるバイパスもつながら交通量もふえてくる、また東海環状西回り線の大垣養老間が五年後には開通するからと、よく話をされております。議会冒頭に所信を述べられました、七年目にかける思いもこれまでの六年間とそれほど変わつていないように私は思いました。いや、これが中川カラーだと思われる方の方が多いかもしれません。我が町のまちづくりの展望に立つとき、基本計画、自然環境の保全、産業の振興はもちろん、五次総の具体的な取り組みが大事かと思いません。昨今の道路事情の変化に伴つて、住環境を初めとして物流や産業の立地条件も変化してきました。こうした状況にかんがみ、見直すべき最も重要な課題は都市計画法でいう線引きの見直しではないか、町長の御所見を伺います。

また、副町長は県下全域を見てこられ、高い見識をお持ちと伺つております。町外から見たこの垂井町はどのように映つていいのか。この垂井町の閉塞感を打破するために来ていただき、早いもので一年になろうとしております。観察期間は終つていると思ひます。残り一年間はあつと過ぎてしまひますよ。女房役として妙案はお持ちだろうと思ひます。御所見を伺ひます。

二番目の危機管理について。

老人福祉センターにおいて、起きてはならない事故が発生したと聞いております。二月の事故で三回目とも聞いており、事故の反省とか教訓が生かされていないからだと思ひますが、これからの危

機管理についてと、事故が起きた原因は何であつたのか、センター管理を委託しているから対応に不手際が生じたのかお尋ねして一回目の質問を終わります。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の御質問にお答えをしたいと思ひます。

今の六番議員とほぼ同じ内容、かぶつてしまふ部分があるうかと思ひますけれども、都市計画法の線引きの見直しについてという御質問かと思ひます。

今まで申し上げましたように、基本的にやはり人口の誘致または企業の誘致というような形の中で考えるときに、現状の都市計画というものを使つた中で発展を考えていきたい、当然にそのメリット・デメリットはあるうかというふうに思ひますけれども、やはり、線引きを外すことによつて土地が無秩序に拡散していく、広がつていく、あるいはスプロール現象が起きる、土地の高騰が起きるといふようなことは、やはり近隣でも実勢・実情があるうかというふうに思つております。こういったことを考えたときに、現状の中でいかに均衡ある発展、あるいは垂井町が後世に残すべき大きなものは、私は自然が一つ大きなものがあると思ひます。こういったものを大事にしなから豊かなまさに田園工業都市をつくつていくために、この都市計画をもつて進めていきたいという思ひでございます。

当然に、近隣等いろいろ調整をしていますと、かつて都市計画を外したところも実際あるようでございます。ですから、実情等

もまたインターネットで調べておりますと、必ずしもいい結果が出ておるようではないということも伺っております。そういったことを考えたときに、今垂井町としては、先ほど申し上げておるように、この市街化調整区域の中で活動を広げていくために地区計画という制度を利用した形での発展を今後展開を考えていきたいというふうに思っております。その部分で産業課が今回行います適地計画、あるいはほかにもわたり人口誘致の問題も出てくると思いますが、そういった部分にもこれから取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

また、副町長の件は後ほどまた答弁すると思っておりますが、二つ目の危機管理ということでございますが、実はこれは二月十九日の臨時議会の後、全員協議会で説明をさせておつていただきますが、改めてもう一回説明をさせていただきます。

去る一月二十三日に、老人福祉センターで入浴されていた方が亡くなったということでございますが、これは入浴中に気分が悪くなられて、結果的に心疾患で亡くなったということでございます。ですから、溺死とかそういった事故ではないということでございます。

この館につきましては、シルバーに委託しておるわけでありませうけれども、一人で極力入らないように指導をしておる、またどうしても一人で入られるときは同性の職員が頻繁にのぞくような形で、事故のないように対応をしておることでございます。また、AED等も備えつけておりますけれども、こういった講習を受けながら進めております。危機管理という面では確かに今後

こういった事態が起こったときにどういうふうに対応すれば一番いいのかと、そういった対応方策というものをやはり危機管理マニュアル的なものを今後整備していく必要があるのかと思っております。これは、老人福祉センターに限らずいろんな施設に言えることかと思っておりますけれども、今回のことを契機にまたそういったマニュアル的なものも整備を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の御質問にお答えをいたします。

副町長として選任されて約一年が経過をいたしました。先ほどは、九番議員から私への御評価と、ある意味叱咤激励もいただいたものというふうに承っております。この一年の間、いろいろな懸案事項、それから情報をインプットされてきたところでございます。

町外から見た垂井町はどのように映っているかという御質問でございます。九番議員の御見解と一致するかどうかはわかりませんが、私なりのこの一年間の見解を述べさせていただきます。

垂井町は、県下二番目の人口規模を誇る町でございます。しかしながら、面積は比較的狭く、しかもその中に国道沿いの都会的なイメージ、そして田舎の田園風景、さらには山の風景まであわせ持つという、そういう意味ではいろいろな面をあわせ持つ極めて珍しい町ではないかという認識をいたしております。

実は、この件につきまして、よくいろんな方とお話をするんですが、なかなか御理解をいただけません。田舎と言えば、一般の

都会の人で見れば山の方というふうになると思います。ある意味いろいろな風景をわずか五十七平方キロメートルの中にあわせ持ち、しかも人口はそれなりに多いという点では非常に魅力的なところを多く持っている町ではないかと思っております。

また、垂井町の経済構造等で考えてみますと、これまでの御質問等にもございましたように、これまで垂井町に誘致された企業等、これらによって支えられてきた面というものがあろうかと思えます。結果として農林業、そして商業に至るまで満遍なく存在するような経済構造になっているというふうに認識をいたしております。これも非常に珍しい形態ではないかと思えます。町をぐるっと見渡して見ましたときに、いろいろな仕事が存在をしているという点でございます。しかしながら、結果といたしまして、個性的な面ではどうかという点はございました。特産物、観光面ではいま一つという感否めないと思えます。

それから、地方公共団体としての垂井町の認識でございますけれども、現時点で行財上対外的に大きな問題があるというような団体ではないというふうに私は認識をいたしております。

また、公共施設が充実し、特に交通環境につきましては国道二一十一号線とJR東海道本線が町内を横断し、さらに駅まで存在するという点から見まして、若干乗りかえ等の問題はあるものの、他の地域に比べ極めて恵まれた環境ではないかというふうに認識しております。

税収の関係で見ますと、その割合が約半分近くを占めるということで非常に高く、また町民に近いところの行政として行政サービスも行えているという点を感じているところではございます。

しかしながら、行政と町民との役割分担というものにつきまして、やや不明確なところがあるのではないかと、そういうふうになってきているのではないかとこの点を感ずります。どこまでを行政が担うべきかという点については今後議論が必要ではないかというふうに感じております。

細々と申し上げましたけれども、以上のような点から考えますと、垂井町の概況、外から見た垂井町と申しますのは、極めて住みやすく暮らしやすいまちではなかったかというふうに感じております。しかしながら、現状で満足しているという点が多いということについては、逆にそこから大きな変革は求めにくいという点につながってまいります。結果として、状況が悪化して暮らしにくくなってからでは、とっさの対応は困難というふうに考えられます。

その一方、人口減少時代に入りました。さらに、昨今の景気の悪化でございます。今後の見通しが極めて不透明な状況になったという点は否めないものと思っております。また、比較的余力のあるうちに何らかの対処できる体制づくりが必要かと考えておるところでございます。

二点目といたしまして、私の町の観察期間は終わつたということで、女房役としての妙案はあるかと非常に厳しい御質問をいただきました。今後の問題点として考えますと、ごみ処理施設を初め、幼保一元化など公共施設等の整備、維持管理、これらに代表されます財政上の課題が予想されるところでございます。これらに対しましては、予算の集中と効率化の徹底が求められます。単独の予算でそれぞれ考えていたのでは、これらの問題は解決をい

たしません。予算の集中的な配置というものが今後必要になってまいります。さらに、当然効率化も図ってまいらなければなりません。

また、町の税収以上に住民ニーズが高まってくる場合がございます。こういったものにつきましては、協働の考え方のもとに事業を行っていくことが必要ではないかというふうに考えております。

そのような点で、現在、私も委員を務めさせていただいておりますけれども、自治基本条例の策定、これはまさにそのためのもールづくりとして重要性が高くなってきているものと認識をいたしております。個々の事業展開といたしましては、税収効果などに期待がかかる企業誘致がございます。その推進につきましては、これまで町長が御答弁いたしておりますように、道路施策等とも連動した総合的な施策展開が必要となってまいります。国・県の施策との合致による支援の要望も必要と認識いたしております。その施策展開については、町長の女房役として微力を尽くしてまいりたいと思っております。県にまいりますとき、必ずこの議論はして帰ってくるように努めておるところでございます。

しかしながら、企業誘致に関しましては、その事業化の決断、これは大変重いものがございます。土地取得等については、地方公共団体として大きなリスクを負うこととなります。現時点においては、景気の悪化に伴い、もし企業誘致の体制が整い土地の用意ができ上がっても、即企業が来るかどうかはわからない状況になっております。即効性のある事業になりにくくなりつつあるという点の考慮は必要であるというふうに考えておりますので、

その点につきましては御理解をいただきたいと思います。事業化の決断については大変重いものであるという認識を持っております。

このほか、町の内部管理面といたしまして行政改革を進めていく中で、定員と人事の管理、職員の負担軽減のための事務処理の効率化なども同時に課題となってきております。いずれにいたしましても、一朝一夕にはなかなか解決が困難な課題でございます。即効性のある妙案と申しましてもなかなか難しいものがございしますが、正直なところ一步一步着実に進めていく体制を築き上げていきたいということを今一番感じている次第でございます。

議長（丹羽豊次君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） それでは再質問をさせていただきます。

先、危機管理についてお尋ねをいたします。

昨年の年末に起きた工場火災においても、町長が不在のとき副町長が、二人がいなかったときはその次の人の連絡体制がしっかりできていたのか、できていたとしても機能しないのであれば絵にかいたもちであり、このような危機管理意識では、出火元への指導や年末特別警戒に連日頑張っておられる団員や庁舎内の職員にも示しがつかないのではないかと思っております。

先日、大垣のイビデンという会社を訪問しました。こういう大きな会社ですけれども、人材育成の研修体系と危機管理について聞いてきました。イビデンでは、従業員の健康管理はもちろん、通勤時にはどの道路を通るのか、事故が起きたときはどの迂回路を通るのか、災害が起きたときはどうするのかなど、事細かく指

示系統ができており、それに費やす時間もとっているそうであり
ます。共有すべき四つの価値観として、顧客優先、人間尊重、地
球環境との共存、イビテクノのたゆまぬ進化。三つの行動精神と
して果敢に挑戦、全員参加、現地現物を企業理念として掲げてお
り、中期経営計画を立てて目標達成に注力する期間を設けており
ます。

当然、垂井町においても五次総合計画があり、あわせて危機管
理体制もできておりますが、企業の社員と役場の職員が同じこと
をやっている、職員がやると親方日の丸的な考えがあつてきり
つとしていない、ぬるま湯にばかりすぎているのではないのか。
企業のノウハウを垂井町の職員も、イビデンとは言いませんけれ
ども二、三カ月の研修に行つて勉強したらと思うが、御所見を伺
います。

続いて、次の質問です。

平成十二年三月定例会第二日目の一般質問で、町長はこう言っ
ているんです。

この新井土地区画整備事業のそばを通る関ヶ原バイパスで平尾
から伊吹の本町を通る区間の両側は、今の南新井から府中につけ
ての一部分を除いて市街化調整区域です。通行量が飛躍的に増加
し、垂井町の北部の幹線道路であり、垂井の顔になるのかという
道路の両端が市街化を抑制する調整区域であるというのはいかが
なものかと思えます。もちろん、道の両側に広がる田んぼとい
うのは、国、あるいは県によって、まだ最近圃場整備を行ったば
かりのもので、簡単に区画変更はできるものではないかもしれませ
ん。しかし、いつまでもこれによしとしないので、なるべく早い時

期に、例えば道の両側五十メートルから百メートル以内を市街化
区域にするというようなことはできないものなのでしょうか。こ
の先、梅谷トンネルが開通し、梅谷越えの県道五十三号線が整備
されてくると、このバイパスの重要度はますます上がってくる
と思いますが、単に通行だけの道にしてしまうのか、あるいは通行
車をとどめて何かアピールするようなものをつくるのか、車社会
に合うような土地の利用を考えてもよいのではないかと思いま
す。いかがでしょうか。この後、都市計画の線引きと都市計画審
議会についてお伺いしようと思いましたが云々とあるんです。

そこで町長、あなたは九年前、こうやって言いました。その三
年後に意を決して町長に挑戦され、見事当選をされました。そし
てそれから、質問する側から質問を受ける側に、そして町民の願
いや要望をかなえられる立場になりました。六年たつてきょうに
至っております。まだ線引きの見直しをされる話すら聞こえてき
ません。何年前かに道の駅構想が突然出され、候補地が六カ所、
優先順位までつけて議会へ説明をなされました。その後、何の話
し合いもなく立ち消え状態になっているのが市街化調整区域はか
り選んでいたからではないのかと。以前は、調整区域でも沿道サ
ービスに係るガソリンスタンド、レストラン等はできたと聞いて
おります。今でもできるのではないかと思っている人が多い。町
長が思ってこられた垂井町の顔にするために、今、何かをしない
と先の展望が見えてこないような気がします。九年前の議員とし
ての思いと、町長になってから考えが変わったのか、道路事情が
変わるうとしている今日までほったらかしにしてきたその理由を
お尋ねいたします。

幸いにして先ほども言われましたけれども、来年にかけて大垣都市計画の見直しがあると聞いております。ぜひ、私たちの思いを聞き入れていただき、初心を貫き課長にこの場で指示をしてください。聞き入れてもらえないときは、大垣都市計画から抜ける覚悟で交渉に挑んでもらいたい。これはパイパスに限ったことではありません。住宅政策、工場誘致にも及んでくる問題であり、決意をお聞きしたい。

これは、私の提案であります。まちの将来展望を県に対してきちつと説明できる体制をつくること、それには住民の意欲や取り組みの実態、自然や文化を大切に作る気風、工場誘致や農・工・商の振興、教育の充実など横の連携を密にして他町に負けない我が町の立地的な優位性を説明できるようにまちづくりビジョンをつくるのが一番先で、ルールがあるからできないとか、難しいとか、無理だとか言っているようでは先に進めません。この難関をクリアするために、職員、議員、町民等が一体となって知恵を出し合いアクションを起こすのに今が絶好のときだと思うが、町長、副町長、町の将来の企画立案をする課長さんの御所見を伺いたいと思います。

最近読んだ本からの抜粋でありますけれども、リーダーに必要なものは構想力と決断力、そして実行力だ。学者のように細かく考える必要はないけれど、粗々でいいからこの日本をどこへどう持っていくのか、目先にとらわれない構想を持っていることが条件、そのために何をやるのか、政策を総花的に並べるのではなく、優先順位をきちつと決められる決断力が必要です。そして、それを実現する実行力が重要だ、総理には実行力のある人材を集める

能力も必要だとも御厨貴東京大学教授が言っております。今の麻生総理、政府をどう見ておられますか、御所見を伺い、質問を終わります。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、危機管理につきましてですが、危機管理から発生して職員研修というふうに言ったのかというふうに思います。当然に、これはやはりしっかりとしていかなければならない部分がありますし、対応として火災時のことを上げられましたけれども、やはりそのとき都合の悪い者は、やはり次の者がしっかりと対応していく、そういう体制はしっかりとつくっておりますので、この一月の工場火災においてもしっかりと対応はできたものというふうに認識はしております。ただ、私が行ったときにはすべて作業はしっかりと終わっておった状況ではあります。ですからそれはしっかりと危機管理がされておつたと私は認識をしております。

それから研修ということに関しては、やはりぬるま湯という言葉を使われましたけれども、やはりいろんな研修をしていく中で少しでも現実に即したというか、そういう形に振りかえていく意識を持つていくことが大事かというふうに思っております。この部分では、まだまだやはり職員の意識というものをこれからももっともつと啓発していく必要があるかというふうに思っております。また、議員もお気づきの点ありましたら、ぜひ御助言をいただきたいというふうに思います。

やり方としては、当然にいろんな研修というのも一つの方法はあるかと思いますが、一つのことにとだわらずに、いろんな形のものを模索してある、現にしている研修が有効なのかどうかということもやはりしっかりと検証していく必要があるかどうかというふうに思っております。

それから、十二年の三月議会の発言、私が議員のときの発言になりますけれども、市街化を求める発言をしておりました。当然に、大前提に立てば議員と執行部は立場が違うということになります。ですが、私も今そういった発言をしたことを思い出しておりますけれども、確かにそのときはそれでよかった、それを進める、要するに活性化をするにはそれが方法が一つだということに思っただけで、質問をしたところでありまして、実際に今までこうして研究を進めていく中で、法律等が変わっていく中で、それに沿った形で町の開発を進めていかなければいけない。いろいろやっぱり勉強していく中で、単に市街化だけを進めればいいのか、あるいは線引きを外せばいいということでは思いません。至らなかつたということが現実のところでは、やはり、それは私自身も勉強しておりますし、日々前向きに考えておるところかというふうに思っています。

要望をかなえる立場にあるということは、まさに垂井町全体を福祉、あるいは環境・自然・産業・生活、そういったものをすべて任されておると、重い立場にあるという認識を絶えず持つております。そういった部分でやはり、バランスを持った形での行政の執行が必要であるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

リーダー論のお話もされましたけれども、やはりこれはそれぞれにおいて、時代時代において、リーダーというのはいろんなリーダーが出てくるものだと思います。その中の私のリーダーとしての素質がどのようなものかというのは皆さんの御判断にお任せする部分がありますけれども、私は、やはり私のいいところをもっともつと伸ばしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、現政権の感想ということでございますけれども、これはなかなか難しいところがありまして、執行する側から見ますと、やはり麻生総理、一生懸命頑張ってみるなど、いろいろたたかたながらも、多少漢字の読めないところはあってもわかりませんが、けれども、それなりに、本当に日夜一生懸命頑張ってみるなど、そのことに関しましては敬意を表する次第でございます。

議長（丹羽豊次君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の再質問にお答えをいたします。

危機管理の点も含めてお答えをしたいと思います。

危機管理の点につきましては、まさしく議員御指摘のとおり連絡体制等の重要性は欠かせないものがございます。また同時に、実践的な対応も必要というものでございます。私としては、この一年間で最も印象に残りましたのは、やはり九月の豪雨災害でございました。あのときのような経験を積み重ねることもよりまして、より一層いろいろな問題点もクリアできていくというふう感じております。あのときの反省点等も踏まえながらいろいろと議論もしております。危機管理はある意味経験

則も伴います。その辺のところ、職員と一緒に取組んでいきたいというふうに考えております。

二点目でございます。まちづくりの関係でございます。

実は、私が副町長に選任され、この垂井町にまいりまして町長と一緒にいさつ回りをいたしました。その際、公用車の中で町長から御相談を受けました。それは何かと申しますと、企業誘致に関する御相談でございました。その手法として、市街化区域に何とか編入した形での企業誘致というのは考えられないのか、ただそうすれば土地の値段は上がるであろうと、そうなったときにはなかなか難しい可能性もあると、何とかいい方法はないかというようなことを質問を受けたことをいまだに記憶しております。一年前、そのような点から事実上私もスタートして、企業誘致の本来の取り組み方についていろいろと検討をしまいった次第でございます。

今回の九番議員の御質問は、企業誘致に限ったことではないかもしれませんが、あえて企業誘致に特化させた形で御答弁させていただきますと、その意味では企業誘致と土地の規制のあり方、これについては非常に難しい問題が確かにございました。元来、都市計画と申しますのは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために土地の規制を行うものでございます。元来、規制法でございます。

垂井町の区域の撤廃を図るということにつきましては、その際メリット・デメリットの想定作業が必要となります。先ほど町長が御答弁申し上げておりますように、区域撤廃によっていわゆる土地の開発が変わるということで、特定箇所に人口が集中する、

ないしは他の場所では人口が大幅に減少することも想定されます。これまでの垂井町の風景を場合によっては一変させることにもなりかねないようなこともございました。そのような関係もございまして、線引きの撤廃、ないしは線引きの変更等については非常に大きな影響が伴うという点がございました。

そして何より、企業誘致にとつて最も大切な案件は、企業ニーズとしての土地の価格であります。私が県職在職時代に企業にお話を伺いますと、まず畑上に上がるのは土地の値段であると。この畑上に上がらないものは最初から検討に値しないということを経験お伺いをいたしました。まずは、安価な土地が入手できるかどうかのポイントになってまいります。その意味では、現在非常に開発に有効だと思われるような土地が実質上市街化調整区域によつて守られているという実態はむしろメリットとしてとらえるべき部分もあるかと思えます。私といたしましては、その点も考慮に入れながら県とも相談いたし、そして庁内でも何度にわたつて議論を繰り返してまいりました。その結果として、市街化調整区域の土地規制を維持しながら土地の価格高騰を防ぎつつ開発を行う手法として、地区計画が望ましいのではないかとということを経験点での一つの方向として考えをまとめたというものでございます。

この考え方は、実は二月に、東海環状自動車道西回り沿線地域づくりの連携推進会議というものがございます。私もそのメンバーの一人でございます。その中であつて、産業振興部会という場において、県から同様の旨の御説明がございました。市街化調整区域の問題点は、実は西濃地域、この東海環状西回り沿線地域に

おいてどこも同じように抱える課題でございます。東回りよりも西回りの方が土地規制が厳しいという点が問題点であるという点は同会議において多々指摘ございました。その中であって、県からの一つの方向性としては、地区計画の利用というものが方向として示され、我々の検討とほぼ同じ方向でいるんだなということとを改めて認識した次第でございます。そのような点も含めて、今後検討していきたい、その意味では来年度予算において改めてその点も含めてある程度の方向性がお示しできればというふうに考えております。

また、九番議員の御指摘にございました、まちづくりビジョンが優先であるということにつきましては全く同感でございます。まさにその意味も込めて、自治基本条例というものの考え方があったのではないかというふうに思います。ただ、しかしながら現在非常に苦慮しておりますのは、自治基本条例と今の個々の課題が同時並行で動いているという点でございます。この点について何とかうまく調整ができないかなというのが現在の私の悩みどころでございます。まちづくりという点で自治基本条例にいかはその仕組みをうたい込むか、そして町民を巻き込んで、あるいは各種団体等も巻き込んでやっていくという仕組みができるかと、これとまさに並行になっていくということであるうかと思えます。その意味で自治基本条例というものは極めて重いものであったというのが正直なところ私の感想であり、考え方でございます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日は

これをもって散会いたします。（午後零時三十四分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 丹羽 豊次

議員 岩崎 秋夫

議員 小林 敏美

